

自治研報

かながわ

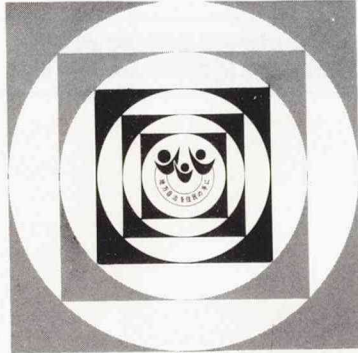
1984

11

No.63 特集 神奈川県における税金実態調査報告



神奈川県地方自治研究センター



神奈川県地方自治研究センター

もくじ ◆◆ CONTENTS

神奈川県における税金実態調査報告

はじめに	3
1. 大企業法人課税の実態調査	
1. 調査対象企業の選定	4
2. 企業分析・調査表の作成	5
3. 実質所得・過小税額等の試算方法	8
4. 試算結果の分析	9
2. 勤労者の税金実態調査	
1. 昭和53年～58年間の税負担増	13
2. 昭和59年給与収入(仮定)による税制改定の影響	13
3. 酒税・自動車税の増税の影響	15
4. 税率変更の影響について	15
5. 勤労者の税金調査結果について	16
3. 調査結果をみて	17
表1 大企業の税負担調査 産業別 過小税額試算 A=期末	18
表2 大企業の税負担調査 産業別 過小税額試算 B=期末	20
表3 大企業の税負担調査 産業別 過小税額試算 A=期間	22
表4 大企業の税負担調査 産業別 過小税額試算 B=期間	24
表5 大企業の税負担調査 過小税額試算 A・B比較	26
表6 大企業の税負担調査 種別 過小税額試算 A・B	28
表7 大企業の税負担調査 種別 過小税額試算 A・B	30
表8 勤労者の税負担調査 合計一覧表(58/53)	32
表9 勤労者の税負担調査 合計一覧表(59/58)	33
表10 税率変更の影響	34
大企業の税負担調査 対象企業一覧表	36
用語解説	4～15

神奈川県における 税金実態調査報告

神奈川県地方労働組合評議会
神奈川県地方自治研究センター

はじめに

「増税なき財政再建」や「小さな政府」論などによる「行政改革」がさげばれ、国家財政の危機がいわれている。財界主導とか官僚（大蔵省）主導とかいわれる「行政改革」が、現状のまま推移したのでは、真の国民のための「行政改革」にはなり得ないものと考えている。

財政再建は、たんに歳出削減を一面的に進めるだけでできるものではなく、抜本的な税財政のあり方を改革しなければならない。特に従来の税財政の方向が経済成長・大企業優先であった路線を、国民福祉の拡大と地方自治の拡充の方向へ転換させることが重要である。

そのためには、まず税制の不公平を是正することを重点におき、ここから所得税減税に必要な増収を期待すると同時に、国債削減に必要な財源を生み出す必要がある。不公平税制の主なもの、租税特別措置法をはじめ法人税法などによる企業優遇税制が指摘できる。

不公平税制の実態、法人課税の実態を調査することによりどれだけの税が軽減されているか

を推計し、企業優遇措置を廃止した場合にどれだけの税収が期待できるかを試算するため、神奈川県内に関係の深い企業を中心に調査することにした。

また、59年度税制改定は、一方で増税をはかりながら所得税の減税をはかるという方式がとられた。人的控除の引き上げや給与所得控除の一部は正があったものの、税率キザミ変更では低所得層が増税、高所得層が減税という不公平拡大という不当なものであった。増税の中身も、酒税や自動車税と日常生活にかかわるもので、直接生活に響くものであった。

他方、法人所得に対する、法人税率は2年間の臨時措置として42%から43.3%に引き上げられたが、税法上の特権的優遇措置には殆どメスが入れられなかった。

このような状況にあって、①大企業に対する優遇措置の実態、②勤労者の重税実態と税制改定による影響、の調査を進めた。

1. 大企業法人課税の実態調査

1. 調査対象企業の選定

(1) 法人課税の実態を調査するにあたり、調査の対象となる企業について、約100社を選定することを目標におきながら、おおよそ次のような基準をたて、株式市場上場企業一覧表にもとづき作業に入った。

- ① 神奈川県内に本社がある企業、または主たる工場・営業所のある企業。
- ② 資本金がおおよそ10億円以上であり、県内からの勤務者の多い企業。
- ③ 最近決算期を迎え有価証券報告書が入手できる企業。

(2) 以上の基準にもとづき約120社ほど選定したが、株式が上場されていても有価証券報告書が品切れ等により入手できなかったり、数年欠損の続いている企業は除外した。また、

業種別には特定業種にかたよらないよう1業種で第1部上場企業10社を限度とし、2部上場企業も2割ほど入れるよう業種間のバランスを考慮した。しかし、好・不況の業種間のアンバランス、2部企業の資料不足と県内立地の特性により、結果的には好況産業の企業が多くなっている。

(3) 選定した企業は第1部上場84社、第2部上場18社の合計102社である。有価証券報告書の入手の都合上、83年9月末から84年5月末に決算期を迎えた企業となっている。この中には申告所得ゼロの企業8社、当期欠損企業2社が含まれ、2部企業の内に資本金5億以上から10億未満の企業が5社含まれている。

選定された102企業の業種別内訳は次のとおりである。(図1)

- ①水産業 1社、②建設業 8社、③食品製造業 12社、④繊維工業 3社、⑤化学石油工業 11社、⑥ゴム窯業 8社、⑦鉄鋼・金属・機械工業 12社、⑧電気機器製造業 14

用語解説

1. 資本等取引

(1) **資本等取引の意義** 資本等取引は、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額または損金の額から除外されている。

この資本等取引とは、つぎの取引をいうものとしてされている(法税22V)。

- ①資本等の金額の増加を生ずる取引
- ②資本等の金額の減少を生ずる取引

③利益または剰余金の分配(中間配当も含まれる)

この資本等取引の益金・損金からの除外は、商法や企業会計原則と基本的には同じである。

(2) **資本等の金額の増加を生ずる取引** 資本等の金額とは、資本金額および資本積立金額のことをいうので(法税2⑯)、この増加取引はつぎの二つに区分される。

①資本金額の増加をきたす取引……⑦設立の際の資本金額の払込み、⑩増資による資本金額の払込み(現物出資、現金出資いずれも含まれる)

②資本積立金額の増加をきたす取引……⑧払込

社、⑨輸送精密機器製造業 10社、⑩印刷、その他製造業 5社、⑪商業・サービス業 5社、⑫金融業 2社、⑬運輸、倉庫、その他 11社

〈図-1〉 大企業の税負担調査 産業別 企業数

産業名	企業数	グラフ
1 農林水産業	1	■
2 建設業	8	■■■■■■■■
3 食品製造業	12	■■■■■■■■■■■■
4 繊維工業	3	■■■
5 化学・石油工業	11	■■■■■■■■■■■
6 ゴム・窯業	8	■■■■■■■■
7 鉄鋼金属機械製造業	12	■■■■■■■■■■■■
8 電気機器製造業	14	■■■■■■■■■■■■■■■■
9 輸送機器製造業	10	■■■■■■■■■■■
10 印刷その他製造業	5	■■■■■
11 商業サービス業	5	■■■■■
12 金融業	2	■■
13 運輸倉庫公益企業	11	■■■■■■■■■■■

農林水産業については申告所得がなかったため除外してある。

2. 企業分析・調査表の作成

(1) 大企業に対する税制上の優遇措置にはさまざまなものがあり、論者により優遇についての見解が異なるケースが多いが、今回の調査では次のものが優遇措置であると考えた。

① 租税特別措置法にもとづき、価格変動や投資損失にそなえるため、各種の準備

金を積立てること

② 法人税法などにもとづき、退職給与や賞与、貸し倒れなどに備えるための各種の引当金を積立てること

③ もともと課税の対象から除外されている資本準備金（増資の際の株価利差による株式払込剰余金など）や受取配当金

④ その他、寄付金や交際費など一定限度で経費算入を認める措置や、固定資産圧縮損など

これらの税制優遇措置のうち、財務諸表で

剰余金（いわゆるプレミアム）、⑩協同組合の加入金、①減資差益金、②再評価積立金（商法上の資本準備金に最終処理がされたものも含まれる）、④合併減資差益金、⑤医療法人（財団または出資持分の定めのない社団に限る）の設立の祭の受贈金銭資産

商法でも、②、③、④以外は、資本準備金とされている。

プレミアムについては、益金として課税すべきとの意見もある。（以下省略）

2. 受取配当の益金不算入

(1) 制度の概要と趣旨 法人税法では、法人の受け取る利益の配当は、原則として、益金の額に算入しないこととされている（法税23）。企業会計や商法上は、受取配当は受取利息と全く同様に収益とされるのに対し、法人税法ではかなり異なった取扱いとなっている。

この益金不算入制度の趣旨については、所得税の配当控除と同様に、会社を株主の集合体と考えて、法人税は株主の所得課税の前取りであるので、

明確になっている事項を調査することにした。したがって、①、②と、③のうち資本準備金についてのみ調査することとし、④は企業の経理処理のちがいにより判明しにくいものがあるので除外することとした。

(2) 以上の調査項目を設定しながら、別掲の調査表に個別企業ごとに記入していった。

まず「申告所得」は週間東洋経済の「法人所得2万社ランキング」から記入した。これに記載のない企業はゼロとした。「当期利益または損失」は、損益計算書による税引き後の当期純利益または損失を記入した。

そして原則として、「資本金」「資本準備金」「各種準備金」「引当金」などについては、期間損益欄には損益計算書から、期末残高欄には貸借対照表から当該の事項を記入することにした。ただし、企業の経理方式にちがいがあるため、各企業ごとに、これらの各項目の当期中の純増加額のみを「期間損益」の欄に記入した。

各項目の累積残高については、貸借対照表のそれぞれの項目から「期末残高」の欄に記入した。

さらに「準備金」は、租税特別措置法にもとづく準備金について、各企業の財務諸表に

記載された表示名目にとらわれず、すべて準備金の各項に記入した。特別措置法以外のものを「引当金」の各項目に記入した。

また、税法上経費に算入されない各企業ごとの独自の目的をもった役員賞与積立金などについても、引当金の「その他」の項に記入した。それらの積立金は当期間の「純利益または損失」に含まれていないからである。ただし、貸借対照表に記載された「その他剰余金」のうち「別途積立金」は記入していない。

未払税額の項では、「期間損益」「期末残高」の両欄ともに、「未払法人税等」の項には当期末に納付すべき法人税等の額を、「未払事業税等」の項には貸借対照表に記載されている未払事業税等（または事業税等引当金）の額を記載した。これは、当期分の法人所得について納付すべき法人税等と未払事業税とを明らかにし、当期利益においてもその額が純利益（または損益）からさし引かれているので、それを加えることにより実質所得を算定できるようにするために記載したものである。

(3) これらの項目を個別企業ごとに調査し、その結果を業種別に集計し、さらに全業種を総合計としてまとめ、それぞれ「期間損益」「期

二重課税となることを避けるための調整措置であるとの説明がされている。不動産管理部門や販売部門を子会社として効率的経営を行うときに二重課税を行うことは懲罰的課税となるので、それを避けるためであるという説明の方が妥当である。

(2) 受取配当の範囲 益金不算入の対象となる受取配当は、内国法人からの利益の配当および剰余金の配当である。外国法人からの配当および人格のない社団等からの配当は除かれている（法税231）。

なお、証券投資信託（公社債投資信託は除かれる）の収益の分配も、この制度の対象に含まれる。

しかし、その収益の分配は、配当、利子、譲渡利益等から成り立っていると考えられるので、たとえば期中の収益の分配の額については、その2分の1相当額が益金不算入とされている。

また、利益の配当は、いわゆる「みなし配当」も含むこととされ、減資または株式の消却の場合の交付金銭等のうちの利益積立金相当部分や、利益積立金の資本組入額等のみなし配当の金額も、益金不算入とされている（法税24）。

項目 期間	企業名	期間損益	期末残高
1	申告所得		
2	当期利益又は損失		
3	資本金		
4	資本準備金		
5	準備金小計		
6	価格変動準備金		
7	海外市場開拓準備金		
8	海外投資損失準備金		
9	特別償却準備金		
10	為替損失準備金		
11	その他		
12	引当金小計		
13	貸倒引当金		
14	退職給与引当金		
15	製品保証引当金		
16	賞与引当金 その他		
17	未払法人税等		
18	未払事業税等		
19	実質所得(2+4+5+12)		
20	過少所得(19-1)		

申告所得の計算方法

当期利益金 または当期欠損金(A)
加算金額(B) (税務上当期の損金になら ないもの、または益金に 加算しなければならない もの。)
減算金額(C) (税務上当期の益金になら ないもの、または損金に 加算しなければならない もの。)
所得金額(D)

(D)=(A)+(B)-(C)

3. 寄付金・交際費等

(1) 寄付金 寄付金は、企業会計では損費とされているが、法人税法では、その一部の損金算入が認められているにすぎない。

(1) 寄付金の範囲……寄付金とは、事業に関係のない無償の支出、すなわち贈与であると解されている。法人税法では、寄付金とは、寄付金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与をいう。

(2) 寄付金の区分と損金算入限度……寄付金はつぎの四つに区分して、その損金算入限度が定められている(法税37)。①国・地方公共団体に対する寄付金は、全額損金算入。②指定寄付金(公益の増進に寄与する緊急を要する寄付金として大蔵大臣が大蔵省告示で指定する寄付金)は、全額損金算入。③試験研究法人等(試験研究や育英を目的とする法人・学校法人・社会福祉法人等で主務大臣の証明のあるもの)は、つぎの一般限度と同額の限度額の割増し。④一般寄付金は、期末の資本等の金額の1000分の2.5と所得金額の100分の2.5との合計額の2分の1相当額。公益法人は収

末残高」別の集計をした。その結果は別表のとおりである。

また、参考のため、第1部上場企業84社と第2部上場18社の各合計を、さらに法人税の未払いとなった欠損企業とそれ以外の企業の区別をした合計を、それぞれ算出した。

3. 実質所得、過小税額等の試算方法

(1) 各業種別の期間損益、期末残高の集計がなされたあと、租税特別措置その他法人税法上の優遇措置がなかった場合を仮定して、その実質所得の金額及び税率等を試算することとした。この試算にあたっては次の2種類を算定してみた。

① 当期利益（または損失）に資本準備金を加え、各種準備金・引当金等を合算したものを「実質所得」とみた場合の試算＝試算A

② 試算Aに資本準備金を加えなかった場合の試算＝試算B

この2種を出した理由は、資本準備金は資本金と同様に資本取引によるものであ

り課税対象とすべきではない、という意見があることを考慮したためである。

(2) これらの試算をする目的としては

① 「期間損益」については、当該期間における各社優遇措置がどれだけあったかを算定するメドとなり、その算定数値は平年度における税制優遇の額を示すことになる

② 「期末残高」については、当該優遇措置を全廃したと仮定した場合、どれだけの額になるか算定する基礎となる

の2つがあげられる。A、B、それぞれの試算方式にもとづき、各項目ごとに優遇内容を業種別に点検することにした。また、企業規模の大小（第1部と第2部の上場のちがひ）、さらに欠損企業といわれる企業についての優遇の状況も、試算をすすめてみた。

(3) 試算にあたっては、この間法改正が行われたが、試算A、Bともに統一的処理を行うため、次の基準に単純化して行った。

① 法人税率は、84年3月期決算までは申告所得の42%、それ以降は43.3%となったが、この試算ではすべて42%に統一して算出した。

② 法人住民税率は81年4月以降、市町村

益事業所得金額の30%（学校法人・社会福祉法人は50%または年200万円のうち大きい方の金額）相当額の損金算入とされている。

(2) 交際費等 交際費等は、企業会計では費用とされるが、税務上は、租税特別措置法によりその大部分が社用消費抑制等の見地から損金不算入とされている。

(1) 交際費等の範囲……税法では、交際費等とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」をいう

こととされている。

(2) 交際費の損金算入限度……基礎控除として資本金1000万円以下の法人は年400万円、資本金1000万円超5000万円以下の法人は年300万円、その他は0が認められており、これを超える金額は全額損金不算入とされている。

4. 圧縮記帳・特別償却

(1) 圧縮記帳 圧縮記帳は法人税法独持の損金算入の技術的手法である。企業会計で資本取引とされるものや、キャピタル・ゲインで課税上配慮

民税12.3%、県民税5%となったため、すべて標準課税とし、超過課税率は採用しないこととした。

- ③ 法人事業税についても同様に、12%の標準課税とした。
- ④ 試算Aは、上記(1)にもとづく「実質所得」を基礎におき「申告所得」との差をもとめ、試算Bも、試算Aから資本準備金を除いた額を基礎におき申告所得との差をもとめた。

以上の試算の結果が、別表試算1～5である。

4. 試算結果の分析

(1) 神奈川県に関係のある102社について、資本準備金を含めて課税対象とした場合、各種の税制優遇措置を全廃したと仮定すると(試算A)、「期末残高」で法人税その他の税収を合わせて約2兆8,500億円の税収が期待できることが明らかになった。その内訳は、法人税で1兆9,500億円余、県民税970億円余、市民税2,400億円、法人事業税5,580億円余などである。(表1)

すなわち、102社の「申告所得」2兆1,048億円に対して、優遇措置を全廃すると「実質所得」は累積額で6兆7,565億円であり、4兆6,517億円が過小所得であり過去の課税対象から除外されてきている。「実質所得」を100として「申告所得」を見ると、31.2%に所得が縮小されている(所得縮小率)ことになるのである。

さらに、現行の税制では、法人税、法人市・県民税、法人事業税の4税を合算すると、「申告所得」に対して61.2%が課税されることになるのだが、この試算では「期末残高」に対してわずか「実質税率」19.1%の課税にすぎないことが明らかになった(表1)。言い換えれば、「申告所得」に対して321%(3.2倍)の「実質所得」があり、申告所得の221%(2.2倍)の所得が少なく見積もられているということになる。(表5)

(2) また、資本準備を含めずに、各種の優遇措置だけを廃止したと仮定した場合(試算B)、課税対象となった「申告所得」に対して、課税の対象とならない「過小所得」は、「期末残高」で102企業の合計では2兆7,700億円(所得縮小率43.2%)の巨額になることが判明した。(表2)

した方がいいもの等について、この圧縮記帳の圧縮損を用いて、発生した受贈益や譲渡益を相殺し、発生時の課税を避けて、課税の繰延べを行うものである。

(1) 圧縮記帳の意義……圧縮記帳とは、新資産(取得資産)の取得価額を旧資産(譲渡資産)の帳簿価額まで圧縮して記帳することである。

(2) 圧縮記帳の諸制度……税法上設けられている圧縮記帳の制度は、新旧資産がある制度としては、①保険差益(法税47-49)、②交換差益(法税50)、③特定現物出資(法税51、旧資産と新株式)、④取用等強制譲渡益(措法64-65)、⑤特定の事

業用資産の買換(措法65の7-65の9)があり、受贈益に対するものとして、①国庫補助金(法税42-44)および②工事負担金(法税45)がある。

(2) 特別償却 税法上の特別償却は、大きく特別償却(新規取得資産について取得年度に取得価額の一定割合を普通償却に加えて償却を認める方法)と割増償却(全所有資産について相当の事業年度にわたって、普通償却限度額の一定割合を普通償却に加えて償却を認める方法)がある。特別償却は、無公害化資産等の取得の奨励をする場合に用いられ、割増償却は身体障害者の一定割合以上の雇用の継続等の一定の行為の褒賞として用い

〈図2-1〉 大企業の税負担調査 産業別 過少所得の状況〔期末〕 単位：％

産業名	所得	実質4	縮小率のグラフ（試算A）
	縮小率 試算A	税率 試算A	
1 鉄鋼金属機械製造業	14.0	8.6	
2 繊維工業	21.1	13.0	
3 輸送機器製造業	23.6	14.4	
4 商業サービス業	25.8	15.8	
5 食品製造業	28.3	17.3	
6 ゴム・窯業	29.2	17.9	
7 運輸倉庫公益企業	30.3	18.6	
8 総合計	31.2	19.1	
9 電気機器製造業	32.6	20.0	
10 印刷その他製造業	34.4	21.1	
11 化学・石油工業	35.3	21.6	
12 金融業	53.6	32.8	
13 建設業	54.2	33.2	

農林水産業については申告所得がなかったため除外してある。

〈図2-2〉 大企業の税負担調査 産業別 過少所得の状況〔期末〕 単位：％

産業名	所得	実質4	実質4税率 試算Bのグラフ
	縮小率 試算B	税率 試算B	
1 鉄鋼金属機械製造業	19.8	12.1	
2 繊維工業	29.5	18.0	
7 運輸倉庫公益企業	35.3	21.7	
3 輸送機器製造業	37.2	22.8	
6 ゴム・窯業	37.7	23.1	
5 食品製造業	38.3	23.5	
11 化学・石油工業	43.0	26.3	
8 総合計	43.2	26.5	
9 電気機器製造業	49.1	30.1	
13 建設業	61.6	37.7	
10 印刷その他製造業	62.0	38.0	
12 金融業	62.8	38.5	
4 商業サービス業	71.0	43.5	

農林水産業については申告所得がなかったため除外してある。

られる場合が多い。

現在認められている特別償却のうち代表的なもの、①特定設備の特別償却（公害防止設備25%、無公害化生産設備18%、省エネルギー設備18%等：措法43）、②地震防災応急用資産（18%：措法44）、③低開発地域工業開発用機械等（18%：措法45）、④中小企業者の機械等（14%等：措法45の2）であり、割増償却では、⑤障害者を雇用する場合の機械等（5年間18%または25%割増：措法46）、⑥新築貸家（5年間47%または70%割増：措法47）等である。これら特別償却・割増償却については、商法上の相当な償却に該当しないと

の意見もあり、減価償却費として計上することに代え、準備金方式により特別償却を行い、対象資産の取得価額を減額せず、別途に準備金は7年間に均分して益金算入をする方式も認められている。

5. 引 当 金

(1) 引当金の特徴 税法上の引当金は、法人税法で規定され、損金経理によって引き当てることが認められている。準備金と比較すると、税法上の引当金は、未払費用の引当であり、法人が当然引

このことは、試算Bによっても、資本準備金には課税せずに現在の優遇措置を全廃した場合でも、102社だけで法人税が1兆1,730億円余、その他を合算すると1兆6,900億円以上の増収になることが明らかになったといえる。

(3) 以上の結果は、優遇措置を全廃し累積しているすべての準備金に課税した時の予測であるが、これを単年度になおして試算した場合、「期間損益」では、対象の102社について当期に積み立てを増した準備金や引当金などに課税すると、試算Aで3,400億円、試算Bでは2,600億円余の増収が期待できことになる(表3~4)。平年度ベースの課税がこれだけ期待できることになる。

(4) こうした優遇措置税制は、業種別にみても大きな差が生じている。全業種の合計で試算縮小率31.2%、法人4税の合算税率61.2%に対して、試算Aの「期末残高」平均では実質負担税率19.1%であることは上記(1)でみた。これに対して業種別に一番優遇されているのは「鉄鋼金属機械製造業」で所得縮小率14%・実質4税税率8.6%、2位が「繊維工業」の縮小率21.1%・税率が13%、「輸送機器製造業」の縮小率23.6%・税率14.4%、「商業・

サービス業」縮小率25.8%・税率15.8%、「食品製造業」縮小率28.3%・税率17.3%と続く。

(表1、図2-1)

資本準備金を除いた試算Bでも、「期末残高」で優遇されているのは1、2位は変わらず、3位に「運輸・倉庫・公益」が、続いて「輸送機器」、5位に「ゴム・窯業」が入り、以下は試算Aと同様である。また、「期間損益」でもほぼ同様の傾向である。(図2-2)

(5) 以上の県内関連の102社の試算をもとに全国ベースの試算を進めてみた。全国の法人企業数は、国税庁調べで約182万社あるといわれ、申告所得が4,000万以上の企業は約6万社だといわれている。このすべてを算出することができなかったのも、とりあえず週刊東洋経済の「法人所得2万社ランキング」の上位1,200社の申告所得を算出した。

これによると、1,200社の申告所得は約13兆1,000億円となる。神奈川の調査にもとづき、全国1,200社についての企業優遇措置を全廃したと仮定すると、「期末残高」の試算Aによれば、法人税12兆1,500億円、法人県民税6,000億円、法人市民税1兆5,000億円、法人事業税3兆4,700億円の、合計17兆7,400億円にのぼることになる(表5の期末

き当てべきもので、これを引き当てない決算は極端に言えば利益の過大表示となり、粉飾決算となるとすら言えるようなものである。

(2) 引当金の種類 税法上の引当金は、つぎの六つである。①貸倒引当金(法税52)、②返品調整引当金(法税53)、③賞与引当金(法税54)、④退職給与引当金(法税55)、⑤特別修繕引当金(法税56)、⑥製品保証等引当金(法税56の2)。このうち多くの法人に引き当てられるのは、貸倒引当金、賞与引当金、退職給与引当金であり、他は特定の業種の法人でのみ引き当てられる。

(3) 貸倒引当金 期末の貸金のうち取立不能見

込額を引き当てるものである。貸金から実質的に債権とみられないものを控除した残額に、法定繰入率または実績繰入率のうち選択したものを乗じた金額の引当が認められる。法定繰入率は、卸売業1.3%、製造業1.0%、金融保険業0.3%等である。実績繰入率はその法人の前3年間の年平均貸倒率である。中小企業者(資本金1億円以下の会社等)については、繰入限度の割増し(116%)が認められている。

この引当金は洗い替への引当金であり、繰入年度の翌期には全額を益金に算入する。

(4) 賞与引当金 賞与は暦年周期で支給される

残高の試算Aによる申告所得に対する過小税額の割合にもとづき算出した)。

これを平年度ベースにおきかえて試算Aの「期間損益」で試算しなおすと、法人税で1兆4,800億円、4税合計で2兆1,600億円になるものと推定される。

(6) 1,200社だけで、平年度で少なく見積もっても2兆円の増収が得られることから、全国

の企業を合計すれば少なくとも、この2倍の4兆円余の4税増収が平年度ベースで得られるであろう。一時期に全廃したと仮定すると、その税額は実に35兆円にもなる。これらの不公平税制を是正することにより、所得減税を実施し、なお国債減少をはかることができる。こうした税制改革を強く運動としておし進める必要がある。

大企業の税負担調査 過少税額全国1,200社試算 単位：百万円、%

項目 期間	総合計			総合計		
	期間損益 試算A	申告所得との 割合-A	1200社試算 1×A	期末残高 試算A	申告所得との 割合-B	1200社試算 1×B
1 申告所得	2,104,798	100.0	13,100,000	2,104,798	100.0	13,100,000
2 当期利益又は損失	957,770	45.5	5,960,500	957,770	45.5	5,960,500
3 資本金	150,457	7.1	930,100	2,653,674	126.1	16,519,100
4 資本準備金	142,055	6.7	877,700	1,881,210	89.4	11,711,400
5 準備金小計	213,678	10.2	1,336,200	679,911	32.3	4,231,300
12 引当金小計	1,356,945	64.5	8,449,500	3,237,594	153.8	20,147,800
19 実質所得 (2(+4)+5+12)	2,670,448	126.9	16,623,900	6,756,485	321.0	42,051,000
20 過少所得 (19-1)	565,650	26.9	3,523,900	4,651,687	221.0	28,951,000
所得縮小率 1/19	78.8		0	31.2		0
23 過少法人税額 21-22	237,573	11.3	1,480,300	1,953,709	92.8	12,156,800
26 過少県民税額 24-25	11,878	0.6	78,600	97,685	4.6	602,600
29 過少市民税額 27-28	29,221	1.4	183,400	240,306	11.4	1,493,400
32 過少事業税額 30-31	67,878	3.2	419,200	558,202	26.5	3,471,500
33 過少税額計 23+26+29+32	346,550	16.5	2,161,500	2,849,902	135.4	17,737,400

が、法人の事業年度は暦年でない場合があるので、その期に発生し、その期の利益が負担すべき賞与のうち、翌年に支給される部分について、期末前1年の実績支出額を基準に引当が認められる。限度額の計算方法には、暦年基準（期末の属する暦年の1月以降分が支給途中で考え、1月以降の月数分からその月数の期間内の支給実績額を控除した残額を限度とする方法）または賞与支給規程基準（前1年の賞与支給額のうち、その計算基礎期間となる規程による支給対象期間が前期に係る部分を限度とする方法）の選択が認められる。この引当金も洗い替えの引当金であり、繰入年度

の翌年度にはその全額を益金に算入する。

(5) 退職給与引当金 当期が負担すべき退職金の発生額を引き当てるものである。限度額は、つぎの三つの限度のうち最も小さいものとされている。①当期発生要支給限度（期末在職従業員の全員が自己都合で退職した場合の退職給与の期末要支給額からその期初要支給額を差し引いた額）、②累積限度（期末要支給額の40%から繰越退職給与引当金を控除した額）、③給与総額限度（支払給与総額6%相当額。労働協約以外の退職金規程で、使用人に周知されていない場合等のみ適用）。

2. 勤労者の税金実態調査

1. 昭和53年～58年間の 税負担増大

組合員のなかから調査対象者を別表のように、昭和58年の収入によって14分類にし、組合員の税負担の調査を進めた。所得税については昭和53年、昭和58年の源泉徴収票を、住民税については昭和54年、昭和59年の特別徴収税額通知書をもとに調査票を記入し、それぞれ集計した。その結果が表8～9でこれをグラフ化したのが図3である。

この表から昭和53年から昭和58年間の税負担の増加の特徴をみると次のようになる。

- ① 各層とも給与収入と税額の伸びを率で比較すると、税負担の増大は激しくなっていることがわかる。ただ年金生活者だけが例外的にマイナスになっているが「老年者年金特別控除」の78万円がある

ためである。

- ② 給与収入300万円前後で配偶者有り・扶養2人と、400万円前後で配偶者有・扶養2人の階層で税負担の増大が目立っている。これは昭和53年当時の給与収入が229万円、281万円であった時に、各種控除で課税所得が抑えられていた結果である。
- ③ 税負担の増加した結果、可処分所得は低下し、この間の物価上昇を考えると実質賃金の低下は大幅なものとなっている。

2. 昭和59年給与収入(仮定) による税制改定の影響

次に昭和59年の給与収入は昭和58年の収入に4%のアップがあったと仮定して、59年度の税制改定のあった税率を使って試算してみた。個

6. 準備金

(1) 準備金の特徴 税法上の準備金は、租税特別措置法で規定され、損金経理または利益処分によって繰り入れることが認められている。引当金と比較すると、税法上の準備金は、多くは偶発損失の準備であり、政策上の恩典であり、特別な法人が任意に繰り入れるものである。

税法上の準備金の大部分は、利益留保の準備金を控除している商法287条ノ2の引当金には該当しないと考えられている。租税特別措置法による

準備金のうち特別法で負債の部に計上することが強制されているもの(湯水準備金、異常危険準備金、株式売買損失準備金、証券取引責任準備金等)は、当面は負債の部に商法287条ノ2の引当金として損金経理により計上することが認められる。これら以外の準備金は、利益留保の準備金として利益処分により計上されることとなる。

(2) 準備金の種類 租税特別措置法では、20程度の準備金が規定されている。分類して名称をせば、つぎのとおりである。

- (1) 偶発損失の準備金……①価格変動準備金(措法53)、②中小企業海外市場開拓準備金(措

人住民税は60年と59年との比較を上記の収入増を同様に試算した。

給与収入4%の伸びがあったと仮定して、所得税でマイナスになったのは、わずかに500万円前後の老人世帯と年金生活者のみであった。し

かし、この層の人たちも個人住民税は大幅に増え、税合計では増税になっていることがわかった。

さらに、個人住民税がどの層でも大幅に増税になっていることが明らかになった。この表に

調査対象者

調査対象の条件(昭和58年)				人員
1. 独身者	250万円前後			4人
2.	300万円前後の収入	配 - 無	扶 - 1人	4人
3.	"	配 - 有	扶 - 1人	2人
4.	400万円	配 - 有	扶 - 2人	10人
5.	"	配 - 無	扶 - 2人	7人
6.	500万円	配 - 有	扶 - 2人	10人
7.	"	配 - 有	扶 - 1人 老1人	1人
8.	"	配 - 無	扶 - 2人	4人
9.	600万円	配 - 有	扶 - 2人	11人
10.	"	配 - 無	扶 - 2人	4人
11.	800万円	配 - 有	扶 - 2人	3人
12.	"	配 - 有	扶 - 1人 老1人	1人
13.	年金生活者	配 - 有	扶 - 0人	3人
14.	共働きの合計収入	配 - 無	扶 - 2人	3人
合 計				67人

(注) 配-有とは配偶者控除有り、扶-2人とは扶養者控除2人を示す。

法54)、③海外投資損失準備金(措法55、56)。④電子計算機買戻損失準備金(措法56の8)、⑤プログラム準備金(措法56の9)、⑥株式売買損失準備金(措法56の10)、⑦国際科学技術博覧会出展準備金(措法56の11)、⑧証券(商品)取引責任準備金(措法57)、⑨湯水準備金(措法57の2)、⑩使用済核燃料再処理準備金(措法57の3)、⑪異常危険準備金(措法57の3、57の4)。

(2) 賦課金受入益相殺等の準備金……⑫中小企業構造改善準備金、⑬下請中小企業振興準備金、⑭伝統的工艺品産業振興準備金(以上措法56の2)、⑮金属鉦業等鉦害防止準備金(措法56の3)。

(3) 特別償却を費用支出時に認めるための準備金……⑯特定鉄道工事償却準備金(措法56の4)、⑰原子力発電工事償却準備金(措法56の5)、⑱特定ガス導管工事償却準備金(措法56の6)。

(4) 減耗控除の準備金……⑲計画造林準備金(措法56の7)、⑳探鉱準備金(措法58の2)。

ほとんどのものが、特定業種に適用が限定されているが、①から③まで、および⑦の準備金は業種に関係なく広く適用されている。

(3) 価格変動準備金 価格変動の低落による損失に備えるため、価格変動の著しいた卸資産と上場株式(証券会社は株式)について、期末の帳

はないが、個人住民税は昭和58年が最大値を示し、昭和59年度で人的控除が26万円となり減税措置がとられたことになっている。しかし、60年度の推計では税率の改定があったものの各層とも大幅な増税となることが推定されたのである。

今年の税制改正を点検してみた結果、税合計の伸率では老人世帯で多少低くなっている程度であり、他に目立った傾向は見られない。言いかえれば、増税になるところが抑えられたにすぎず、本来800万円前後では、もっと増税になるところがおさえられているとも言える。

なお、(1)、(2)とも各調査人員の平均値である。

3. 酒税、自動車税の増税の影響

共働き、子ども2人の4人世帯について間接税を調査したのが下表である。この調査では、所得税、個人住民税ともにその年度を使っている。その年に支払う税額に比較的近い値となっている。

夫の給与収入が4%の伸びであると仮定して、昭和59年と58年とを比較すると所得税が6

千円、個人住民税でマイナス4千円、税合計では2千円の増税となり、妻（独身者ほぼ同じ）のそれは、6千円と1万3千円で税合計で1万9千円の増税となる。さらに間接税では1万6千200円の負担増が見込まれ、この世帯では所得税・個人住民税の増大分と合わせ3万8千円の増税となることがあきらかになった。

4. 税率変更の影響について

昭和59年度の税制改正の影響をみるため、各層ごとに昭和58年の給与収入を基礎において、旧税率と新税率による税額を試算し、比較してみた。人的控除については、所得税の基礎控除が58年は30万円、59年から33万円であり、住民税の基礎控除が58年は22万円、59年から26万円とした。そして、新しい給与所得控除と新税率での試算の結果が表10である。

税合計で税率変更の影響をみると、低給所得者にはほとんど減税となっておらず、給与所得が高くなるにしたがって減税幅が大きくなっていくという傾向が明確に表れている。

簿価額の一定割合（たとえば1.5%等）の繰入が認められる。なお、昭和61年3月31日までの開始事業年度までで廃止される予定で毎年度繰入率が下がるようになっている。洗ひ替えの準備金で翌期には益金に算入する。

(4) 中小企業等海外市場開拓準備金 海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるため、資本金5億円以下の法人の直前年度（半年決算は直前の直前年度）の輸出取引（委託加工等は限定されている）による収入金額の1.66%～0.56%を準備金に繰り入れることが認められる。この準備金は、繰入の翌事業年度から年当り繰入額の5分の1ず

つを益金に算入することとされている。

間接税を含む税金実態調査 S58年世帯収入 7,815(千円)

	共働き世帯 子供-2人		調査人員 4人		
	S58 (千円)	S59 (千円)	S59-S58 (千円)	S59/S58伸び(%)	
夫	給与収入	4,178	4,343	165	4.0
	所得税	197	203	6	3.0
	個人住民税	137	133	△ 4	△ 2.9
	社会保険料	275	286	11	4.0
妻	給与収入	3,637	3,782	145	4.0
	所得税	233	239	8	2.6
	個人住民税	135	148	13	9.6
	社会保険料	215	223	6	4.0
間接税	200.4	216.6	16.2	8.1	
税合計	902	940	38	4.2	

(注) ① 所得税、個人住民税はそれぞれ各年度を使用
 ② 間接税については、酒税、たばこ、自動車為主。電気税、固定資産税は、未調査
 ③ 酒税の平均増税率は、19.7%
 ④ 自動車税の平均増税率は、15.5%

5. 勤労者の税金調査 結果について

以上のような調査をすすめてみて、総括的には勤労者の税金実態について次のようにいえる。

- ① 昭和53年までの5年間所得減税がまったく行われなかったため、この5年間で給与収入は34.8%増加したものの、税合計の増加は75.8%となっている。そのため、税と社会保険料などを差し引いた可処分所得はわずかに29.9%にとどまった。物価上昇率を平均年5%とすれば、

完全にこの間の可処分所得は減税していることになる。

- ② 昭和59年度の税制改定は、高給与所得者に対して厚く、低所得者には、ほとんど減税になっていない。

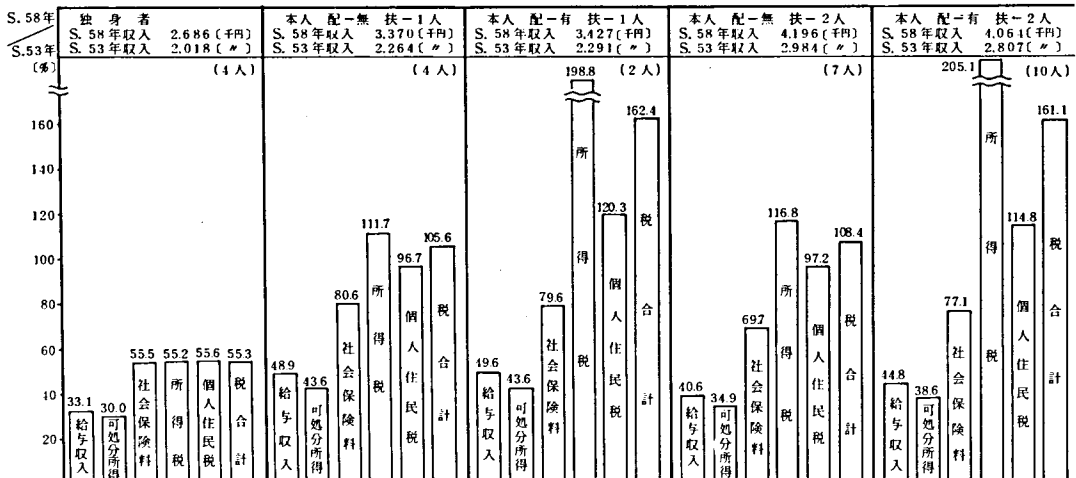
所得税について、昭和59年度から人的控除が30万円から33万円と3万円引き上げられ、4千円から6千円の減税が加算された。それにもかかわらず、酒税、自動車税の増税など間接税の増税額が1万6千200円にも達している。

以上の結果から、昭和59年度の税制改定は、調査した各層とも、全く減税になっていないことが明らかになった。

〈図-3〉 個人所得と税等の伸率 比較 (58/53)

項目名	53年	58年	58/53	伸率グラフ	59年
1 給与収入	3,748	5,053	34.8	30 ————— 60 ————— 90	5,255
2 給与所得	2,575	3,629	40.9		3,757
3 給与所得控除	1,173	1,424	21.4		1,500
4 社会保険料	179	276	54.0		287
5 所得税	173	319	84.5		237
6 住民税	130	214	64.1		230
7 税合計	303	533	75.8		558
8 可処分所得	3,265	4,243	30.0		4,409

〈図-4〉 組合員税金実態調査 [S. 58年 / S. 53年] 伸び率の比較



3. 調査結果をみて

- (1) 以上の調査結果から、不公平税制の是正こそ急務であると考えられる。昭和59年度の税制改定によっても実質的な勤労者への税額の軽減はなされなかったわけであり、所得減税の財源を企業優遇措置の廃止にもとめることは、当然の結論といえる。
- (2) もともと企業優遇措置は、税の減免や軽減措置により経済活動を活性化させ、国民生活の安定をはかるものであると説明されてき

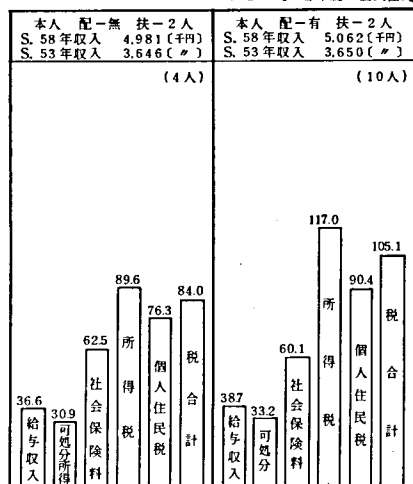
た。しかし、申告された企業の所得は、実質所得の3分の1だとすれば、あまりにも不公平すぎるであろう。また、優遇税制は物価安定などに役立つとされていたが、これも可処分所得の減少に見られるように役立っていないことも明らかになった。

- (3) この調査では、不公平税制の是正を目的として行ったものであり、優遇税制を全廃するケース以外にも、他のケースや、平年度ベースになおしたものなど、現実的試算をしてみた。

この調査結果を今後の不公平税制を正す運動の指標として活用し、税制改革の運動をさらに推進していく。

59/58	伸率グラフ	項目名
4.0	■	1 給与収入
3.5	■	2 給与所得
5.4	■	3 給与所得控除
4.0	■	4 社会保険料
2.3	■	5 所得税
8.3	■	6 住民税
4.7	■	7 税合計
3.9	■	8 可処分所得

(注) 個人住民税の伸び率はS.59/S.54。各年度の個人住民税を使用。



<表1> 大企業の税負担調査 産業別 過少税額試算A=期末 単位:百万円,%

項 目 期 間	農林水産業		建設業		食品製造業		繊維工業		化学・石油		ゴム・窯業	
	企業名	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計		
1 申告所得		0	177,246	121,720	26,603	239,512	122,598					
2 当期利益又は損失		1,137	62,993	53,295	12,631	111,565	54,994					
3 資本金		15,000	154,219	124,007	62,941	147,902	126,061					
4 資本準備金		110	39,409	112,357	35,465	121,849	94,912					
5 準備金小計		324	9,335	8,872	21,482	49,038	8,076					
6 価格変動準備金			102	1,200	372	2,499	2,590					
7 海外市場開拓準備金			1,520			8						
8 海外投資損失準備金		321	7,519	2,011	1,028	9,071	2,172					
9 特別償却準備金			8	4,651	19,786	3,736	2,898					
10 為替損失準備金				54		399						
11 その他		3	186	956	296	33,325	416					
12 引当金小計		16,832	215,422	255,565	56,215	396,475	262,201					
13 貸倒引当金		2,649	10,486	4,774	5,866	17,145	6,648					
14 退職給与引当金		12,923	69,182	145,442	17,941	187,837	116,114					
15 製品保証引当金			8,160	1,264	436	16,996						
16 賞与引当金 その他		1,182	24,044	35,807	17,389	37,940	40,267					
17 未払法人税等		31	90,779	59,126	12,359	117,789	88,161					
18 未払事業税等		47	12,771	9,152	2,224	18,768	11,011					
19 実質所得 A(2+4+5+12)		18,403	327,159	430,089	125,793	678,927	420,183					
20 過少所得 A(19-1)		18,403	149,913	308,369	99,190	439,415	297,585					
所得縮小率 1/試算A		0	54.2	28.3	21.1	35.3	29.2					
21 実質 法人税額19X42%		7,729	137,407	180,637	52,833	285,149	176,477					
22 申告 法人税額 1X42%		0	74,443	51,122	11,173	100,595	51,491					
23 過少 法人税額 21-22		7,729	62,964	129,515	41,660	184,554	124,986					
24 実質 県民税額21X5%		386	6,870	9,032	2,642	14,257	8,824					
25 申告 県民税額22X5%		0	3,722	2,556	559	5,030	2,575					
26 過少 県民税額 24-25		386	3,148	6,476	2,083	9,227	6,249					
27 実質 市民税額21X12.3%		951	16,901	22,218	6,498	35,073	21,707					
28 申告 市民税額22X12.3%		0	9,156	6,288	1,374	12,373	6,333					
29 過少 市民税額 27-28		951	7,745	15,930	5,124	22,700	15,374					
30 実質 事業税額19X12%		2,208	39,259	51,611	15,095	81,471	50,422					
31 申告 事業税額 1X12%		0	21,270	14,606	3,192	28,741	14,712					
32 過少 事業税額 30-31		2,208	17,989	37,005	11,903	52,730	35,710					
33 過少税額 計23+26+29+32		11,274	91,846	188,926	60,770	269,211	182,319					
34 申告4税率22+25+28+31/1		0	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2					
35 実質 4 税22+25+28+31/19		0	33.2	17.3	13	21.6	17.9					
36 申告法人税率 22/1			42	42	42	42	42					
37 実質法人税率22/19		0	22.8	11.9	8.9	14.8	12.3					
38 申告市町村税率28/22			12.3	12.3	12.3	12.3	12.3					
39 実質市町村税率28/21		0	6.7	3.5	2.6	4.3	3.6					

鉄金属機械 期末残高 小計	電気機器 期末残高 小計	輸送機器 期末残高 小計	印刷その他 期末残高 小計	商業ワ-ビス 期末残高 小計	金融業 期末残高 小計	運輸倉庫他 期末残高 小計	総合計 期末残高
45,197	664,444	198,875	54,130	61,253	100,071	293,149	2,104,798
11,743	309,725	106,378	25,698	28,367	35,781	143,463	957,770
228,804	589,372	249,354	38,131	32,018	93,940	791,925	2,653,674
94,743	686,084	309,108	70,229	151,423	27,497	138,024	1,881,210
24,861	254,269	32,400	573	1,295	7,812	261,574	679,911
7,169	2,339	847	263	1,295	1,197	1,221	21,094
	5	6					1,539
3,181	23,536	21,451	87		62	8,117	78,556
11,594	688	5,953	223			140,918	190,455
	7,042	4,000					11,495
2,917	220,659	143			6,553	111,318	376,772
191,600	789,462	396,190	60,990	56,552	115,739	424,351	3,237,594
15,066	37,023	52,933	6,749	6,074	25,744	6,090	197,247
89,961	314,709	164,377	12,420	9,958	32,278	221,684	1,394,826
304	31,507	33,529	77				92,273
56,152	41,742	53,772	8,226	4,959	7,570	27,757	356,807
23,435	313,485	77,950	29,084	30,231	47,951	138,865	1,029,246
6,682	50,996	13,629	4,434	5,330	2,196	29,955	167,195
322,947	2,039,540	844,076	157,490	237,637	186,829	967,412	6,756,485
277,750	1,375,096	645,201	103,360	176,384	86,758	674,263	4,651,687
14	32.6	23.6	34.4	25.8	53.6	30.3	31.2
135,638	856,607	354,512	66,146	99,808	78,468	406,313	2,837,724
18,983	279,066	83,528	22,735	25,726	42,030	123,123	884,015
116,655	577,541	270,984	43,411	74,082	36,438	283,190	1,953,709
6,782	42,830	17,726	3,307	4,990	3,923	20,316	141,886
949	13,953	4,176	1,137	1,286	2,102	6,156	44,201
5,833	28,877	13,550	2,170	3,704	1,821	14,160	97,685
16,683	105,363	43,605	8,136	12,276	9,652	49,976	349,040
2,335	34,325	10,274	2,796	3,164	5,170	15,144	108,734
14,348	71,038	33,331	5,340	9,112	4,482	34,832	240,306
38,754	244,745	101,289	18,899	28,516	22,419	116,089	810,778
5,424	79,733	23,865	6,496	7,350	12,009	35,178	252,576
33,330	165,012	77,424	12,403	21,166	10,410	80,911	558,202
170,166	842,468	395,289	63,324	108,064	53,151	413,093	2,849,902
61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
8.6	20	14.4	21.1	15.8	32.8	18.6	19.1
42	42	42	42	42	42	42	42
5.9	13.7	9.9	14.4	10.8	22.5	12.7	13.1
12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
1.7	4	2.9	4.2	3.2	6.6	3.7	3.8

<表2> 大企業の税負担調査 産業別 過少税額試算B=期末 単位:百万円,%

項目	企業名	農林水産業	建設業	食品製造業	繊維工業	化学・石油	ゴム・窯業
		期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計	期末残高 小計
1 申告所得		0	177,246	121,720	26,603	239,512	122,598
2 当期利益又は損失		1,137	62,993	53,295	12,631	111,565	54,994
3 資本金		15,000	154,219	124,007	62,941	147,902	126,061
4 資本準備金		110	39,409	112,357	35,465	121,849	94,912
5 準備金小計		324	9,335	8,872	21,482	49,038	8,076
6 価格変動準備金			102	1,200	372	2,499	2,590
7 海外市場開拓準備金			1,520			8	
8 海外投資損失準備金		321	7,519	2,011	1,028	9,071	2,172
9 特別償却準備金			8	4,651	19,786	3,736	2,898
10 為替損失準備金				54		399	
11 その他		3	186	956	296	33,325	416
12 引当金小計		16,832	215,422	255,565	56,215	396,475	262,201
13 貸倒引当金		2,649	10,486	4,774	5,866	17,145	6,648
14 退職給与引当金		12,923	69,182	145,442	17,941	187,837	116,114
15 製品保証引当金			8,160	1,264	436	16,996	
16 賞与引当金 その他		1,182	24,044	35,807	17,389	37,940	40,267
17 未払法人税等		31	90,779	59,126	12,359	117,789	88,161
18 未払事業税等		47	12,771	9,152	2,224	18,768	11,011
19 実質所得 B(2+5+12)		18,293	287,750	317,732	90,328	557,078	325,271
20 過少所得 B(19-1)		18,293	110,504	196,012	63,725	317,566	202,673
所得縮小率 1/試算B		0	61.6	38.3	29.5	43	37.7
21 実質法人税額19X42%		7,683	120,855	133,447	37,938	233,973	136,614
22 申告法人税額 1X42%		0	74,443	51,122	11,173	100,595	51,491
23 過少法人税額 21-22		7,683	46,412	82,325	26,765	133,378	85,123
24 実質 県民税額21X5%		384	6,043	6,672	1,897	11,699	6,831
25 申告 県民税額22X5%		0	3,722	2,556	559	5,030	2,575
26 過少 県民税額 24-25		384	2,321	4,116	1,338	6,669	4,256
27 実質 市民税額21X12.3%		945	14,865	16,414	4,666	28,779	16,804
28 申告 市民税額22X12.3%		0	9,156	6,288	1,374	12,373	6,333
29 過少 市民税額 27-28		945	5,709	10,126	3,292	16,406	10,471
30 実質 事業税額19X12%		2,195	34,530	38,128	10,839	66,849	39,033
31 申告 事業税額 1X12%		0	21,270	14,606	3,192	28,741	14,712
32 過少 事業税額 30-31		2,195	13,260	23,522	7,647	38,108	24,321
33 過少税額 計23+26+29+32		11,207	67,702	120,089	39,042	194,561	124,171
34 申告4税率22+25+28+31/1			61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
35 実質 4 税22+25+28+31/19		0	37.7	23.5	18	26.3	23.1
36 申告法人税率 22/1			42	42	42	42	42
37 実質法人税率22/19		0	25.9	16.1	12.4	18.1	15.8
38 申告市町村税率28/22			12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
39 実質市町村税率28/21		0	7.6	4.7	3.6	5.3	4.6

鉄金属機械 期末残高 小計	電気機器 期末残高 小計	輸送機器 期末残高 小計	印刷その他 期末残高 小計	商業ワ-ビス 期末残高 小計	金融業 期末残高 小計	運輸倉庫他 期末残高 小計	総合計 期末残高 小計
45,197	664,444	198,875	54,130	61,253	100,071	293,149	2,104,798
11,743	309,725	106,378	25,698	28,367	35,781	143,463	957,770
228,804	589,372	249,354	38,131	32,018	93,940	791,925	2,653,674
94,743	686,084	309,108	70,229	151,423	27,497	138,024	1,881,210
24,861	254,269	32,400	573	1,295	7,812	261,574	679,911
7,169	2,339	847	263	1,295	1,197	1,221	21,094
	5	6					1,539
3,181	23,536	21,451	87		62	8,117	78,556
11,594	688	5,953	223			140,918	190,455
	7,042	4,000					11,495
2,917	220,659	143			6,553	111,318	376,772
191,600	789,462	396,190	60,990	56,552	115,739	424,351	3,237,594
15,066	37,023	52,933	6,749	6,074	25,744	6,090	197,247
89,961	314,709	164,377	12,420	9,958	32,278	221,684	1,394,826
304	31,507	33,529	77				92,273
56,152	41,742	53,772	8,226	4,959	7,570	27,757	356,807
23,435	313,485	77,950	29,084	30,231	47,951	138,865	1,029,246
6,682	50,996	13,629	4,434	5,330	2,196	29,955	167,195
228,204	1,353,456	534,968	87,261	86,214	159,332	829,388	4,875,275
183,007	689,012	336,093	33,131	24,961	59,261	536,239	2,770,477
19.8	49.1	37.2	62	71	62.8	35.3	43.2
95,846	568,452	224,687	36,650	36,210	66,919	348,343	2,047,616
18,983	279,066	83,528	22,735	25,726	42,030	123,123	884,015
76,863	289,386	141,159	13,915	10,484	24,889	225,220	1,163,601
4,792	28,423	11,234	1,833	1,811	3,346	17,417	102,381
949	13,953	4,176	1,137	1,286	2,102	6,156	44,201
3,843	14,470	7,058	696	525	1,244	11,261	58,180
11,789	69,920	27,637	4,508	4,454	8,231	42,846	251,857
2,335	34,325	10,274	2,796	3,164	5,170	15,144	108,734
9,454	35,595	17,363	1,712	1,290	3,061	27,702	143,123
27,384	162,415	64,196	10,471	10,346	19,120	99,527	585,033
5,424	79,733	23,865	6,496	7,350	12,009	35,178	252,576
21,960	82,682	40,331	3,975	2,996	7,111	64,349	332,457
112,120	422,133	205,911	20,298	15,295	36,305	328,532	1,697,361
61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
12.1	30.1	22.8	38	43.5	38.5	21.7	26.5
42	42	42	42	42	42	42	42
8.3	20.6	15.6	26.1	29.8	26.4	14.8	18.1
12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
2.4	6	4.6	7.6	8.7	7.7	4.3	5.3

<表3> 大企業の税負担調査 産業別 過少税額試算 A=期間 単位:百万円,%

項目	企業名	農林水産業 期間損益 小計	建設業 期間損益 小計	食品製造業 期間損益 小計	繊維工業 期間損益 小計	化学・石油 期間損益 小計	ゴム・窯業 期間損益 小計
1 申告所得		0	177,246	121,720	26,603	239,512	122,598
2 当期利益又は損失		1,137	62,993	53,295	12,631	111,565	54,994
3 資本金		0	2,888	3,898	4,483	10,683	4,409
4 資本準備金			1,521	-397	4,912	-1,672	5,136
5 準備金小計			1,372	1,166		1,477	1,472
6 価格変動準備金			0	132			
7 海外市場開拓準備金							
8 海外投資損失準備金			1,239	117		1,454	439
9 特別償却準備金				692		11	890
10 為替損失準備金							
11 その他			133	225		12	143
12 引当金小計		2,571	121,071	81,400	16,720	160,931	113,298
13 貸倒引当金		849	1,055	932	15	470	2,351
14 退職給与引当金		1,644	4,558	8,965	675	8,423	3,541
15 製品保証引当金			1,814	10	436	932	
16 賞与引当金 その他			10,094	3,215	1,011	14,549	8,234
17 未払法人税等		31	90,779	59,126	12,359	117,789	88,161
18 未払事業税等		47	12,771	9,152	2,224	18,768	11,011
19 実質所得 A(2+4+5+12)		3,708	186,957	135,464	34,263	272,301	174,900
20 過少所得 A(19-1)		3,708	9,711	13,744	7,660	32,789	52,302
所得縮小率 1/試算A		0	94.8	89.9	77.6	88	70.1
21 実質 法人税額19X42%		1,557	78,522	56,895	14,390	114,366	73,458
22 申告 法人税額 1X42%		0	74,443	51,122	11,173	100,595	51,491
23 過少 法人税額 21-22		1,557	4,079	5,773	3,217	13,771	21,967
24 実質 県民税額21X5%		78	3,926	2,845	720	5,718	3,673
25 申告 県民税額22X5%		0	3,722	2,556	559	5,030	2,575
26 過少 県民税額 24-25		78	204	289	161	688	1,098
27 実質 市民税額21X12.3%		192	9,658	6,998	1,770	14,067	9,035
28 申告 市民税額22X12.3%		0	9,156	6,288	1,374	12,373	6,333
29 過少 市民税額 27-28		192	502	710	396	1,694	2,702
30 実質 事業税額19X12%		445	22,435	16,256	4,112	32,676	20,988
31 申告 事業税額 1X12%		0	21,270	14,606	3,192	28,741	14,712
32 過少 事業税額 30-31		445	1,165	1,650	920	3,935	6,276
33 過少税額 計23+26+29+32		2,272	5,950	8,422	4,694	20,088	32,043
34 申告4税率22+25+28+31/1			61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
35 実質 4 税22+25+28+31/19		0	58.1	55	47.6	53.9	42.9
36 申告法人税率 22/1			42	42	42	42	42
37 実質法人税率22/19		0	39.8	37.7	32.6	36.9	29.4
38 申告市町村税率28/22			12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
39 実質市町村税率28/21		0	11.7	11.1	9.5	10.8	8.6

鉄金属機械 期間損益 小計	電気機器 期間損益 小計	輸送機器 期間損益 小計	印刷その他 期間損益 小計	商業サービス 期間損益 小計	金融業 期間損益 小計	運輸倉庫他 期間損益 小計	総合計 期間損益
45,197	664,444	198,875	54,130	61,253	100,071	293,149	2,104,798
11,743	309,725	106,378	25,698	28,367	35,781	143,463	957,770
9,787	71,288	21,852	3,009	5,077	9,071	4,012	150,457
19,379	57,501	17,705	290	22,114	7,585	7,981	142,055
9,134	66,698	5,892			4,624	121,843	213,678
6,414		767			656		7,969
676	1,456	3,910			62	535	9,888
1,592	342	764				57,755	62,046
	300	266					566
452	64,600	185			3,906	63,553	133,209
36,236	386,478	117,844	37,391	39,296	56,099	187,610	1,356,945
744	3,114	7,618	353	2,394	2,784	3,231	25,910
3,323	12,365	5,613	496	957	1,638	10,984	63,182
	2,939	4,178					10,309
2,052	3,579	8,856	3,024	384	1,530	4,575	61,103
23,435	313,485	77,950	29,084	30,231	47,951	138,865	1,029,246
6,682	50,996	13,629	4,434	5,330	2,196	29,955	167,195
76,492	820,402	247,819	63,379	89,777	104,089	460,897	2,670,448
31,295	155,958	48,944	9,249	28,524	4,018	167,748	565,650
59.1	81	80.3	85.4	68.2	96.1	63.6	78.8
32,127	344,569	104,084	26,619	37,706	43,717	193,577	1,121,588
18,983	279,066	83,528	22,735	25,726	42,030	123,123	884,015
13,144	65,503	20,556	3,884	11,980	1,687	70,454	237,573
1,606	17,228	5,204	1,331	1,885	2,186	9,679	56,079
949	13,953	4,176	1,137	1,286	2,102	6,156	44,201
657	3,275	1,028	194	599	84	3,523	11,878
3,952	42,382	12,802	3,274	4,638	5,377	23,810	137,955
2,335	34,325	10,274	2,796	3,164	5,170	15,144	108,734
1,617	8,057	2,528	478	1,474	207	8,666	29,221
9,179	98,448	29,738	7,605	10,773	12,491	55,308	320,454
5,424	79,733	23,865	6,496	7,350	12,009	35,178	252,576
3,755	18,715	5,873	1,109	3,423	482	20,130	67,878
19,173	95,550	29,985	5,665	17,476	2,460	102,773	346,550
61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
36.2	49.6	49.2	52.3	41.8	58.9	39	48.3
42	42	42	42	42	42	42	42
24.8	34	33.7	35.9	28.7	40.4	26.7	33.1
12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
7.3	10	9.9	10.5	8.4	11.8	7.8	9.7

<表4> 大企業の税負担調査 産業別 過少税額試算 B=期間 単位:百万円,%

項目 期間	企業名 農林水産業 期間損益 小計	建設業 期間損益 小計	食品製造業 期間損益 小計	繊維工業 期間損益 小計	化学・石油 期間損益 小計	ゴム・窯業 期間損益 小計
1 申告所得	0	177,246	121,720	26,603	239,512	122,598
2 当期利益又は損失	1,137	62,993	53,295	12,631	111,565	54,994
3 資本金	0	2,888	3,898	4,483	10,683	4,409
4 資本準備金		1,521	-397	4,912	-1,672	5,136
5 準備金小計		1,372	1,166		1,477	1,472
6 価格変動準備金		0	132			
7 海外市場開拓準備金						
8 海外投資損失準備金		1,239	117		1,454	439
9 特別償却準備金			692		11	890
10 為替損失準備金						
11 その他		133	225		12	143
12 引当金小計	2,571	121,071	81,400	16,720	160,931	113,298
13 貸倒引当金	849	1,055	932	15	470	2,351
14 退職給与引当金	1,644	4,558	8,965	675	8,423	3,541
15 製品保証引当金		1,814	10	436	932	
16 賞与引当金 その他		10,094	3,215	1,011	14,549	8,234
17 未払法人税等	31	90,779	59,126	12,359	117,789	88,161
18 未払事業税等	47	12,771	9,152	2,224	18,768	11,011
19 実質所得 B(2+5+12)	3,708	185,436	135,861	29,351	273,973	169,764
20 過少所得 B(19-1)	3,708	8,190	14,141	2,748	34,461	47,166
所得縮小率 1/試算B	0	95.6	89.6	90.6	87.4	72.2
21 実質 法人税額19X42%	1,557	77,883	57,062	12,327	115,069	71,301
22 申告 法人税額 1X42%	0	74,443	51,122	11,173	100,595	51,491
23 過少 法人税額 21-22	1,557	3,440	5,940	1,154	14,474	19,810
24 実質 県民税額21X5%	78	3,894	2,853	616	5,753	3,565
25 申告 県民税額22X5%	0	3,722	2,556	559	5,030	2,575
26 過少 県民税額 24-25	78	172	297	57	723	990
27 実質 市民税額21X12.3%	192	9,580	7,019	1,516	14,153	8,770
28 申告 市民税額22X12.3%	0	9,156	6,288	1,374	12,373	6,333
29 過少 市民税額 27-28	192	424	731	142	1,780	2,437
30 実質 事業税額19X12%	445	22,252	16,303	3,522	32,877	20,372
31 申告 事業税額 1X12%	0	21,270	14,606	3,192	28,741	14,712
32 過少 事業税額 30-31	445	982	1,697	330	4,136	5,660
33 過少税額 計23+26+29+32	2,272	5,018	8,665	1,683	21,113	28,897
34 申告4税率22+25+28+31/1		61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
35 実質 4 税22+25+28+31/19	0	58.6	54.9	55.5	53.6	44.2
36 申告法人税率 22/1		42	42	42	42	42
37 実質法人税率22/19	0	40.1	37.6	38.1	36.7	30.3
38 申告市町村税率28/22		12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
39 実質市町村税率28/21	0	11.8	11	11.1	10.8	8.9

鉄金属機械 期間損益 小計	電気機器 期間損益 小計	輸送機器 期間損益 小計	印刷その他 期間損益 小計	商業サービス 期間損益 小計	金融業 期間損益 小計	運輸倉庫他 期間損益 小計	総合計 期間損益
45,197	664,444	198,875	54,130	61,253	100,071	293,149	2,104,798
11,743	309,725	106,378	25,698	28,367	35,781	143,463	957,770
9,787	71,288	21,852	3,009	5,077	9,071	4,012	150,457
19,379	57,501	17,705	290	22,114	7,585	7,981	142,055
9,134	66,698	5,892			4,624	121,843	213,678
6,414		767			656		7,969
676	1,456	3,910			62	535	9,888
1,592	342	764				57,755	62,046
	300	266					566
452	64,600	185			3,906	63,553	133,209
36,236	386,478	117,844	37,391	39,296	56,099	187,610	1,356,945
744	3,114	7,618	353	2,394	2,784	3,231	25,910
3,323	12,365	5,613	496	957	1,638	10,984	63,182
	2,939	4,178					10,309
2,052	3,579	8,856	3,024	384	1,530	4,575	61,103
23,435	313,485	77,950	29,084	30,231	47,951	138,865	1,029,246
6,682	50,996	13,629	4,434	5,330	2,196	29,955	167,195
57,113	762,901	230,114	63,089	67,663	96,504	452,916	2,528,393
11,916	98,457	31,239	8,959	6,410	-3,567	159,767	423,595
79.1	87.1	86.4	85.8	90.5	103.7	64.7	83.2
23,987	320,418	96,648	26,497	28,418	40,532	190,225	1,061,925
18,983	279,066	83,528	22,735	25,726	42,030	123,123	884,015
5,004	41,352	13,120	3,762	2,692	-1,498	67,102	177,910
1,199	16,021	4,832	1,325	1,421	2,027	9,511	53,096
949	13,953	4,176	1,137	1,286	2,102	6,156	44,201
250	2,068	656	188	135	-75	3,355	8,895
2,950	39,411	11,888	3,259	3,495	4,985	23,398	130,617
2,335	34,325	10,274	2,796	3,164	5,170	15,144	108,734
615	5,086	1,614	463	331	-185	8,254	21,883
6,854	91,548	27,614	7,571	8,120	11,580	54,350	303,407
5,424	79,733	23,865	6,496	7,350	12,009	35,178	252,576
1,430	11,815	3,749	1,075	770	-429	19,172	50,831
7,299	60,321	19,139	5,488	3,928	-2,187	97,883	259,519
61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2	61.2
48.5	53.4	52.9	52.6	55.5	63.5	39.7	51
42	42	42	42	42	42	42	42
33.2	36.6	36.3	36	38	43.6	27.2	35
12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3
9.7	10.7	10.6	10.6	11.1	12.8	8	10.2

<表5> 大企業の税負担調査 過少税額試算 A,B比較 単位:百万円,%

項目	企業名	総合計 期間損益 試算 A	申告所 得との 割合	総合計 期間損益 試算 B	期間損益 A-B	総合計 期末残高 試算 A	申告所 得との 割合
1	申告所得	2,104,798	100.0	2,104,798	0	2,104,798	100.0
2	当期利益又は損失	957,770	45.5	957,770	0	957,770	45.5
3	資本金	150,457	7.1	150,457	0	2,653,674	126.1
4	資本準備金	142,055	6.7	142,055	0	1,881,210	89.4
5	準備金小計	213,678	10.2	213,678	0	679,911	32.3
6	価格変動準備金	7,969	0.4	7,969	0	21,094	1.0
7	海外市場開拓準備金		0.1		0	1,539	0.1
8	海外投資損失準備金	9,888	0.5	9,888	0	78,556	3.7
9	特別償却準備金	62,046	2.9	62,046	0	190,455	9.0
10	為替損失準備金	566	0.0	566	0	11,495	0.5
11	その他	133,209	6.3	133,209	0	376,772	17.9
12	引当金小計	1,356,945	64.5	1,356,945	0	3,237,594	153.8
13	貸倒引当金	25,910	1.2	25,910	0	197,247	9.4
14	退職給与引当金	63,182	3.0	63,182	0	1,394,826	66.3
15	製品保証引当金	10,309	0.5	10,309	0	92,273	4.4
16	賞与引当金 その他	61,103	2.9	61,103	0	356,807	17.0
17	未払法人税等	1,029,246	48.9	1,029,246	0	1,029,246	48.9
18	未払事業税等	167,195	7.9	167,195	0	167,195	7.9
19	実質所得 (2(+4)+5+12)	2,670,448	126.9	2,528,393	142,055	6,756,485	321.0
20	過少所得 (19-1) 所得縮小率 1/19	565,650 78.8	26.9	423,595 83.2	142,055 0	4,651,687 31.2	221.0
21	実質 法人税額19X42%	1,121,588	53.3	1,061,925	59,663	2,837,724	134.8
22	申告 法人税額 1X42%	884,015	42.0	884,015	0	884,015	42.0
23	過少 法人税額 21-22	237,573	11.3	177,910	59,663	1,953,709	92.8
24	実質 県民税額21X5%	56,079	2.7	53,096	2,983	141,886	6.7
25	申告 県民税額22X5%	44,201	2.1	44,201	0	44,201	2.1
26	過少 県民税額 24-25	11,878	0.6	8,895	2,983	97,685	4.6
27	実質 市民税額21X12.3%	137,955	6.6	130,617	7,338	349,040	16.6
28	申告 市民税額22X12.3%	108,734	5.2	108,734	0	108,734	5.2
29	過少 市民税額 27-28	29,221	1.4	21,883	7,338	240,306	11.4
30	実質 事業税額19X12%	320,454	15.2	303,407	17,047	810,778	38.5
31	申告 事業税額 1X12%	252,576	12.0	252,576	0	252,576	12.0
32	過少 事業税額 30-31	67,878	3.2	50,831	17,047	558,202	26.5
33	過少税額 計23+26+29+32	346,550	16.5	259,519	87,031	2,849,902	135.4
34	申告4税率22+25+28+31/1	61.2	0.0	61.2	0	61.2	0.0
35	実質4税率22+25+28+31/19	48.3	0.0	51	-2.7	19.1	0.0
36	申告法人税率 22/1	42	0.0	42	0	42	0.0
37	実質法人税率22/19	33.1	0.0	35	-1.9	13.1	0.0
38	申告市町村税率28/22	12.3	0.0	12.3	0	12.3	0.0
39	実質市町村税率28/21	9.7	0.0	10.2	-0.5	3.8	0.0

総合計 期末残高 試算 B	期末残高 A-B
2,104,798	0
957,770	0
2,653,674	0
1,881,210	0
679,911	0
21,094	0
1,539	0
78,556	0
190,455	0
11,495	0
376,772	0
3,237,594	0
197,247	0
1,394,826	0
92,273	0
356,807	0
1,029,246	0
167,195	0
4,875,275	1,881,210
2,770,477	1,881,210
43.2	0
2,047,616	790,108
884,015	0
1,163,601	790,108
102,381	39,505
44,201	0
58,180	39,505
251,857	97,183
108,734	0
143,123	97,183
585,033	225,745
252,576	0
332,457	225,745
1,697,361	1,152,541
61.2	0
26.5	-7.4
42	0
18.1	-5
12.3	0
5.3	-1.5

<表6> 大企業の税負担調査 種別 過少税額試算A, B 単位:百万円,%

	企業名	総合計	総合計	1部企業	1部企業	2部企業	2部企業	
	項目	期間損益	期末残高	期間損益	期末残高	期間損益	期末残高	
	期間			小計	小計	小計	小計	
	1 申告所得	2,104,798	2,104,798	2,088,766	2,088,766	16,032	16,032	
	2 当期利益又は損失	957,770	957,770	949,111	949,111	8,659	8,659	
	4 資本準備金	142,055	1,881,210	138,994	1,863,969	3,061	17,241	
	5 準備金小計	213,678	679,911	213,637	678,705	41	1,206	
	12 引当金小計	1,356,945	3,237,594	1,343,448	3,206,022	13,497	31,572	
	19 実質所得 A (2+4+5+12)	2,670,448	6,756,485	2,645,190	6,697,815	25,258	58,670	
	実質所得 B (2+5+12)	2,528,393	4,875,275	2,506,196	4,833,838	22,197	41,437	
	20 過少所得 A (19-1)	565,650	4,651,687	556,424	4,609,049	9,226	42,638	
	過少所得 B (19-1)	423,595	2,770,477	417,430	2,745,072	6,165	25,405	
試算	21 実質法人税額19X42%	1,121,588	2,837,724	1,110,980	2,813,082	10,608	24,641	
	22 申告法人税額 1X42%	884,015	884,015	877,282	877,282	6,733	6,733	
	23 過少法人税額 21-22	237,573	1,953,709	233,698	1,935,800	3,875	17,908	
	24 実質県民税額21X5%	56,079	141,886	55,549	140,654	530	1,232	
	25 申告県民税額22X5%	44,201	44,201	43,864	43,864	337	337	
	26 過少県民税額 24-25	11,878	97,685	11,685	96,790	193	895	
	27 実質市民税額21X12.3%	137,955	349,040	136,651	346,009	1,305	3,031	
	28 申告市民税額22X12.3%	108,734	108,734	107,906	107,906	828	828	
	29 過少市民税額 27-28	29,221	240,306	28,745	238,103	477	2,203	
	30 実質事業税額19X12%	320,454	810,778	317,423	803,738	3,031	7,040	
	31 申告事業税額 1X12%	252,576	252,576	250,652	250,652	1,924	1,924	
	32 過少事業税額 30-31	67,878	558,202	66,771	553,086	1,107	5,116	
	33 過少税額 計23+26+29+32	346,550	2,849,902	340,899	2,823,779	5,652	26,122	
	A	34 申告4税税率	61.3	61.3	0	0	61.3	61.3
		35 実質4税税率	48.3	19.1	48.4	19.1	38.9	16.7
		36 申告法人税率 22/1	42	42	0	0	42	42
		37 実質法人税率22/19	33.1	13.1	33.2	13.1	26.7	11.5
		38 申告市町村税率28/22	12.3	12.3	0	0	12.3	12.3
		39 実質市町村税率28/21	9.7	3.8	9.7	3.8	7.8	3.4
試算		21 実質法人税額19X42%	1,061,925	2,047,616	1,052,602	2,030,212	9,323	17,404
	22 申告法人税額 1X42%	884,015	884,015	877,282	877,282	6,733	6,733	
	23 過少法人税額 21-22	177,910	1,163,601	175,320	1,152,930	2,590	10,671	
	24 実質県民税額21X5%	53,096	102,381	52,630	101,511	466	870	
	25 申告県民税額22X5%	44,201	44,201	43,864	43,864	337	337	
	26 過少県民税額 24-25	8,895	58,180	8,766	57,647	129	533	
	27 実質市民税額21X12.3%	130,617	251,857	129,470	249,716	1,147	2,141	
	28 申告市民税額22X12.3%	108,734	108,734	107,906	107,906	828	828	
	29 過少市民税額 27-28	21,883	143,123	21,564	141,810	319	1,313	
	30 実質事業税額19X12%	303,407	585,033	300,743	580,061	2,664	4,972	
	31 申告事業税額 1X12%	252,576	252,576	250,652	250,652	1,924	1,924	
	32 過少事業税額 30-31	50,831	332,457	50,091	329,409	740	3,048	
	33 過少税額 計23+26+29+32	259,519	1,697,361	255,741	1,681,796	3,778	15,565	
	B	34 申告4税税率	61.3	61.3	0	0	61.3	61.3
35 実質4税税率		51	26	7	2	44	24	
36 申告法人税率 22/1		42	42	0	0	42	42	
37 実質法人税率22/19		35	18.1	4.7	1.9	30.3	16.2	
38 申告市町村税率28/22		12.3	12.3	0	0	12.3	12.3	

欠損企業 期間損益 小計	欠損企業 期末殘高 小計	除欠損企業 期間損益 小計	除欠損企業 期末殘高 小計
0	0	2,104,798	2,104,798
-3,946	-3,946	961,716	961,716
992	29,173	141,063	1,852,037
8,396	24,099	205,282	655,812
9,244	152,042	1,347,701	3,085,552
14,686	201,368	2,655,762	6,555,117
13,694	172,195	2,514,699	4,703,080
14,686	201,368	550,964	4,450,319
13,694	172,195	409,901	2,598,282
6,168	84,575	1,115,420	2,753,149
0	0	884,015	884,015
6,168	84,575	231,405	1,869,134
308	4,229	55,771	137,657
0	0	44,201	44,201
308	4,229	11,570	93,456
759	10,403	137,197	338,637
0	0	108,734	108,734
759	10,403	28,463	229,903
1,762	24,164	318,691	786,614
0	0	252,576	252,576
1,762	24,164	66,115	534,038
8,997	123,371	337,553	2,726,531
		61.3	61.3
0	0	48.6	19.7
		42	42
0	0	33.3	13.5
		12.3	12.3
0	0	9.7	3.9
5,751	72,322	1,056,174	1,975,294
0	0	884,015	884,015
5,751	72,322	172,159	1,091,279
288	3,616	52,808	98,765
0	0	44,201	44,201
288	3,616	8,607	54,564
707	8,896	129,910	242,961
0	0	108,734	108,734
707	8,896	21,176	134,227
1,643	20,663	301,764	564,370
0	0	252,576	252,576
1,643	20,663	49,188	311,794
8,389	105,497	251,130	1,591,864
		61.3	61.3
0	0	51	26
		42	42
0	0	35	18.1
		12.3	12.3

<表7> 大企業の税負担調査 種別 過少税額試算A, B 単位:百万円, %

	企業名	総合計		1部企業		2部企業		
		項目 期間	期間損益	期末残高	期間損益 小計	期末残高 小計	期間損益 小計	期末残高 小計
		1 申告所得	2,104,798	2,104,798	2,088,766	2,088,766	16,032	16,032
		2 当期利益又は損失	957,770	957,770	949,111	949,111	8,659	8,659
		4 資本準備金	142,055	1,881,210	138,994	1,863,969	3,061	17,241
		5 準備金小計	213,678	679,911	213,637	678,705	41	1,206
		12 引当金小計	1,356,945	3,237,594	1,343,448	3,206,022	13,497	31,572
		19 実質所得 A (2+4+5+12)	2,670,448	6,756,485	2,645,190	6,697,815	25,258	58,670
		実質所得 B (2+5+12)	2,528,393	4,875,275	2,506,196	4,833,838	22,197	41,437
		20 過少所得 A (19-1)	565,650	4,651,687	556,424	4,609,049	9,226	42,638
		過少所得 B (19-1)	423,595	2,770,477	417,430	2,745,072	6,165	25,405
試算		21 実質 法人税額19X42%	1,121,588	2,837,724	1,110,980	2,813,082	10,608	24,641
		22 申告 法人税額 1X42%	884,015	884,015	877,282	877,282	6,733	6,733
		23 過少 法人税額 21-22	237,573	1,953,709	233,698	1,935,800	3,875	17,908
		24 実質 県民税額21X5%	56,079	141,886	55,549	140,654	530	1,232
		25 申告 県民税額22X5%	44,201	44,201	43,864	43,864	337	337
		26 過少 県民税額 24-25	11,878	97,685	11,685	96,790	193	895
		27 実質 市民税額21X12.3%	137,955	349,040	136,651	346,009	1,305	3,031
		28 申告 市民税額22X12.3%	108,734	108,734	107,906	107,906	828	828
		29 過少 市民税額 27-28	29,221	240,306	28,745	238,103	477	2,203
		30 実質 事業税額19X12%	320,454	810,778	317,423	803,738	3,031	7,040
		31 申告 事業税額 1X12%	252,576	252,576	250,652	250,652	1,924	1,924
		32 過少 事業税額 30-31	67,878	558,202	66,771	553,086	1,107	5,116
		33 過少税額 計23+26+29+32	346,550	2,849,902	340,899	2,823,779	5,652	26,122
A		34 申告 4 税税率	61.3	61.3	0	0	61.3	61.3
		35 実質 4 税税率	48.3	19.1	48.4	19.1	38.9	16.7
		36 申告法人税率 22/1	42	42	0	0	42	42
		37 実質法人税率22/19	33.1	13.1	33.2	13.1	26.7	11.5
		38 申告市町村税率28/22	12.3	12.3	0	0	12.3	12.3
		39 実質市町村税率28/21	9.7	3.8	9.7	3.8	7.8	3.4
	試算		21 実質 法人税額19X42%	1,061,925	2,047,616	1,052,602	2,030,212	9,323
		22 申告 法人税額 1X42%	884,015	884,015	877,282	877,282	6,733	6,733
		23 過少 法人税額 21-22	177,910	1,163,601	175,320	1,152,930	2,590	10,671
		24 実質 県民税額21X5%	53,096	102,381	52,630	101,511	466	870
		25 申告 県民税額22X5%	44,201	44,201	43,864	43,864	337	337
		26 過少 県民税額 24-25	8,895	58,180	8,766	57,647	129	533
		27 実質 市民税額21X12.3%	130,617	251,857	129,470	249,716	1,147	2,141
		28 申告 市民税額22X12.3%	108,734	108,734	107,906	107,906	828	828
		29 過少 市民税額 27-28	21,883	143,123	21,564	141,810	319	1,313
		30 実質 事業税額19X12%	303,407	585,033	300,743	580,061	2,664	4,972
		31 申告 事業税額 1X12%	252,576	252,576	250,652	250,652	1,924	1,924
		32 過少 事業税額 30-31	50,831	332,457	50,091	329,409	740	3,048
		33 過少税額 計23+26+29+32	259,519	1,697,361	255,741	1,681,796	3,778	15,565
B		34 申告 4 税税率	61.3	61.3	0	0	61.3	61.3
		35 実質 4 税税率	51	26	7	2	44	24
		36 申告法人税率 22/1	42	42	0	0	42	42
		37 実質法人税率22/19	35	18.1	4.7	1.9	30.3	16.2
		38 申告市町村税率28/22	12.3	12.3	0	0	12.3	12.3
		39 実質市町村税率28/21	10.2	5.3	1.3	0.5	8.9	4.8

欠損企業 期間損益 小計	欠損企業 期末殘高 小計	除欠損企業 期間損益 小計	除欠損企業 期末殘高 小計
0	0	2,104,798	2,104,798
-3,946	-3,946	961,716	961,716
992	29,173	141,063	1,852,037
8,396	24,099	205,282	655,812
9,244	152,042	1,347,701	3,085,552
14,686	201,368	2,655,762	6,555,117
13,694	172,195	2,514,699	4,703,080
14,686	201,368	550,964	4,450,319
13,694	172,195	409,901	2,598,282
6,168	84,575	1,115,420	2,753,149
0	0	884,015	884,015
6,168	84,575	231,405	1,869,134
308	4,229	55,771	137,657
0	0	44,201	44,201
308	4,229	11,570	93,456
759	10,403	137,197	338,637
0	0	108,734	108,734
759	10,403	28,463	229,903
1,762	24,164	318,691	786,614
0	0	252,576	252,576
1,762	24,164	66,115	534,038
8,997	123,371	337,553	2,726,531
		61.3	61.3
0	0	48.6	19.7
		42	42
0	0	33.3	13.5
		12.3	12.3
0	0	9.7	3.9
5,751	72,322	1,056,174	1,975,294
0	0	884,015	884,015
5,751	72,322	172,159	1,091,279
288	3,616	52,808	98,765
0	0	44,201	44,201
288	3,616	8,607	54,564
707	8,896	129,910	242,961
0	0	108,734	108,734
707	8,896	21,176	134,227
1,643	20,663	301,764	564,370
0	0	252,576	252,576
1,643	20,663	49,188	311,794
8,389	105,497	251,130	1,591,864
		61.3	61.3
0	0	51	26
		42	42
0	0	35	18.1
		12.3	12.3
0	0	10.2	5.3

<表8> 勤労者の税負担調査 合計一覧表 (58/53) 単位:千円, %

	階層別	給与収入	給与所得	給与所得 控除	社会 保険料	所得税	住民税	税合計	可処分 所得
昭和53年	1 250万独身	2,018	1,261	757	110	87.5	51.3	138.8	1,769
	2 300万配無扶1	2,264	1,435	829	108	75.5	51.0	126.5	2,030
	3 300万配有扶1	2,291	1,453	838	137	40.0	34.5	74.5	2,080
	4 400万配有扶2	2,807	1,820	987	159	46.8	44.6	91.4	2,557
	5 400万配無扶2	2,984	1,945	1,039	145	94.6	70.3	164.9	2,674
	6 500万配有扶2	3,650	2,470	1,180	163	120.8	97.0	217.8	3,269
	7 500万配有1+1	4,053	2,792	1,261	125	168.0	134.0	302.0	3,626
	8 500万配無扶2	3,646	2,468	1,179	208	152.0	112.0	264.0	3,174
	9 600万配有扶2	4,559	3,197	1,362	192	219.0	167.0	386.0	3,981
	10 600万配無扶2	4,313	3,001	1,312	198	232.0	171.0	403.0	3,712
	11 800万配有扶2	6,437	4,744	1,694	301	470.0	344.0	814.0	5,322
	12 800万配有1+1	5,952	4,312	1,640	306	370.0	288.0	658.0	4,988
		53年平均	3,748	2,575	1,173	179	173.0	130.0	303.0
昭和58年	1 250万独身	2,686	1,730	956	171	135.8	79.8	215.6	2,299
	2 300万配無扶1	3,370	2,247	1,123	195	159.8	100.3	260.1	2,915
	3 300万配有扶1	3,427	2,291	1,136	246	119.5	76.0	195.5	2,986
	4 400万配有扶2	4,064	2,801	1,263	282	142.8	95.8	238.6	3,543
	5 400万配無扶2	4,196	2,907	1,289	246	205.1	138.6	343.7	3,606
	6 500万配有扶2	5,062	3,599	1,462	261	262.1	184.7	446.8	4,354
	7 500万配有1+1	5,023	3,568	1,455	186	251.0	183.0	434.0	4,403
	8 500万配無扶2	4,981	3,535	1,446	338	288.3	197.5	485.8	4,157
	9 600万配有扶2	6,021	4,382	1,639	308	387.0	271.0	658.0	5,055
	10 600万配無扶2	5,963	4,331	1,632	309	436.0	297.0	733.0	4,921
	11 800万配有扶2	8,191	6,322	1,869	401	790.0	505.0	1,295.0	6,495
	12 800万配有1+1	7,650	5,835	1,815	371	654.0	439.0	1,093.0	6,186
		58年平均	5,053	3,629	1,424	276	319.0	214.0	533.0
	58/53伸率	34.8	40.9	21.4	54	84.5	64.1	75.8	30
階層別伸率	1 250万独身	33.1	37.2	26.3	55.5	55.2	55.6	55.3	30
	2 300万配無扶1	48.9	56.6	35.5	80.6	111.7	96.7	105.6	43.6
	3 300万配有扶1	49.6	57.7	35.6	79.6	198.8	120.3	162.4	43.6
	4 400万配有扶2	44.8	53.9	28	77.4	205.1	114.8	161.1	38.6
	5 400万配無扶2	40.6	49.5	24.1	69.7	116.8	97.2	108.4	34.9
	6 500万配有扶2	38.7	45.7	23.9	60.1	117.0	90.4	105.1	33.2
	7 500万配有1+1	23.9	27.8	15.4	48.8	49.4	36.6	43.7	21.4
	8 500万配無扶2	36.6	43.2	22.6	62.5	89.7	76.3	84.0	31
	9 600万配有扶2	32.1	37.1	20.3	60.4	76.7	62.3	70.5	27
	10 600万配無扶2	38.3	44.3	24.4	56.1	87.9	73.7	81.9	32.6
	11 800万配有扶2	27.2	33.3	10.3	33.2	68.1	46.8	59.1	22
	12 800万配有1+1	28.5	35.3	10.7	21.2	76.8	52.4	66.1	24

<表9> 勤労者の税負担調査 合計一覽表 (59/58) 単位:千円, %

	階層別	給与収入	給与所得	給与所得 控除	社会 保険料	所得稅	住民稅	稅合計	可処分 所得
昭和58年	1 250万独身	2,686	1,730	956	171	135.8	79.8	215.6	2,299
	2 300万配無扶1	3,370	2,247	1,123	195	159.8	100.3	260.1	2,915
	3 300万配有扶1	3,427	2,291	1,136	246	119.5	76.0	195.5	2,986
	4 400万配有扶2	4,064	2,801	1,263	282	142.8	95.8	238.6	3,543
	5 400万配無扶2	4,196	2,907	1,289	246	205.1	138.6	343.7	3,606
	6 500万配有扶2	5,062	3,599	1,462	261	262.1	184.7	446.8	4,354
	7 500万配有1+1	5,023	3,568	1,455	186	251.0	183.0	434.0	4,403
	8 500万配無扶2	4,981	3,535	1,446	338	288.3	197.5	485.8	4,157
	9 600万配有扶2	6,021	4,382	1,639	308	387.0	271.0	658.0	5,055
	10 600万配無扶2	5,963	4,331	1,632	309	436.0	297.0	733.0	4,921
	11 800万配有扶2	8,191	6,322	1,869	401	790.0	505.0	1,295.0	6,495
	12 800万配有1+1	7,650	5,835	1,815	371	654.0	439.0	1,093.0	6,186
	58年平均	5,053	3,629	1,424	276	319.0	214.0	533.0	4,243
	58/53伸率	34.8	40.9	21.4	54	84.5	64.1	75.8	30
昭和59年推計	1 250万独身	2,793	1,790	1,033	178	143.5	87.8	231.3	2,384
	2 300万配無扶1	3,504	2,309	1,195	203	163.8	108.5	272.3	3,029
	3 300万配有扶1	3,564	2,357	1,207	256	120.0	84.5	204.5	3,095
	4 400万配有扶2	4,227	2,899	1,328	293	143.5	108.2	251.7	3,682
	5 400万配無扶2	4,363	3,002	1,361	256	208.0	151.3	359.3	3,748
	6 500万配有扶2	5,264	3,721	1,543	272	264.2	201.5	465.7	4,526
	7 500万配有1+1	5,224	3,684	1,540	193	247.0	200.0	447.0	4,584
	8 500万配無扶2	5,181	3,650	1,531	351	293.0	214.0	507.0	4,323
	9 600万配有扶2	6,262	4,545	1,717	319	393.0	294.0	687.0	5,256
	10 600万配無扶2	6,202	4,490	1,712	321	447.0	319.0	766.0	5,115
	11 800万配有扶2	8,518	6,572	1,947	417	822.0	540.0	1,362.0	6,739
	12 800万配有1+1	7,956	6,065	1,891	386	673.0	472.0	1,145.0	6,425
	59年平均	5,255	3,757	1,500	287	327.0	232.0	558.0	4,409
	59/58伸率	4	3.5	5.4	4	2.3	8.3	4.7	3.9
階層別伸率	1 250万独身	4	3.5	8.1	4.1	5.7	10.0	7.3	3.7
	2 300万配無扶1	4	2.8	6.4	4.1	2.5	8.2	4.7	3.9
	3 300万配有扶1	4	2.9	6.3	4.1	0.4	11.2	4.6	3.7
	4 400万配有扶2	4	3.5	5.1	3.9	0.5	12.9	5.5	3.9
	5 400万配無扶2	4	3.3	5.6	4.1	1.4	9.2	4.5	3.9
	6 500万配有扶2	4	3.4	5.5	4.2	0.8	9.1	4.2	4
	7 500万配有1+1	4	3.3	5.8	3.8	-1.6	9.3	3.0	4.1
	8 500万配無扶2	4	3.3	5.9	3.8	1.6	8.4	4.4	4
	9 600万配有扶2	4	3.7	4.8	3.6	1.6	8.5	4.4	4
	10 600万配無扶2	4	3.7	4.9	3.9	2.5	7.4	4.5	3.9
	11 800万配有扶2	4	4	4.2	4	4.1	6.9	5.2	3.8
	12 800万配有1+1	4	3.9	4.2	4	2.9	7.5	4.8	3.9

〈表 10〉 税率変更の影響

独身者

	項 目	旧率による 税額 (A)	新率による 税額 (B)	B - A
S58年 給与収入 〔千円〕 2,668	所 得 税	133〔千円〕	131〔千円〕	△ 2
	課税所得	1,209	1,194	△15
	住 民 税	78	80	2
	課税標準	1,255	1,240	△ 15
	市町村	52.8	54.8	
	府県	25.6	25.3	
	税 合 計	211	211	0

配一有 扶一1人

	項 目	旧率による 税額 (A)	新率による 税額 (B)	B - A
S58年 給与収入 〔千円〕 3,387	所 得 税	121〔千円〕	118〔千円〕	△ 3
	課税所得E	1,111	1,067	△44
	住 民 税	77.3	76.8	△ 0.9
	課税標準	1,242	1,198	△44
	市町村	52.0	51.9	
	府県	25.3	49.9	
	税 合 計	198	194	△ 4

配一有 扶一2人

	項 目	旧率による 税額 (A)	新率による 税額 (B)	B - A
S58年 給与収入 〔千円〕 4,112	所 得 税	157〔千円〕	155〔千円〕	△ 2
	課税所得	1,378	1,333	△45
	住 民 税	106.1	105	△ 1
	課税標準	1,555	1,510	△45
	市町村	82.3	73.7	
	府県	35.8	30.9	
	税 合 計	263	260	△ 3

配一有 扶一2人

	項 目	旧率による 税額 (A)	新率による 税額 (B)	B - A
S58年 給与収入 〔千円〕 5,247	所 得 税	285〔千円〕	278〔千円〕	△ 7
	課税所得	2,231	2,187	△44
	住 民 税	201	200	△ 1
	課税標準	2,409	2,365	△44
	市町村	134	135.2	
	府県	67	65.1	
	税 合 計	486	478	△ 8

配一有 扶一2人

	項 目	旧率による 税額 (A)	新率による 税額 (B)	B - A
S58年 給与収入 〔千円〕 6,190	所 得 税	413〔千円〕	405〔千円〕	△ 8
	課税所得	2,961	2,916	△45
	住 民 税	289	288	△ 1
	課税標準	3,139	3,094	△45
	市町村	192.6	193.5	
	府県	96.1	94.3	
	税 合 計	702	693	△ 9

配一有 扶一2人

	項 目	旧率による 税額 (A)	新率による 税額 (B)	B - A
S58年 給与収入 〔千円〕 8,307	所 得 税	812〔千円〕	801〔千円〕	△11
	課税所得	4,759	4,713	△46
	住 民 税	518	517	△ 1
	課税標準	4,949	4,903	△46
	市町村	349.9	350.3	
	府県	168.5	348.3	
	税 合 計	1,330	1,318	△12

大企業の税負担調査 対象企業一覧表 単位：人、百万円

No	業種	場	企業名	本社所在地	電話番号	主な工場	従業員数	資本金	売上高	純利益	申告所得	決算期
1-4	水産	1	大洋漁業	東京千代田区大手町1-1-2	03-216-0811		4,911	15,000	600,719	1,137	0	1月31日
3-1	建設	1	大成建設	東京新宿区西新宿1-25-1	03-248-1111		12,650	38,724	845,461	12,066	35,720	3月31日
3-2	建設	1	大林組	東京千代田区神田司町2-3	03-291-1111		9,984	26,936	644,726	11,137	30,024	3月31日
3-6	建設	1	清水建設	東京中央区京橋2-16-1	03-535-4111		10,083	35,700	871,854	14,086	48,028	3月31日
3-23	建設	1	鹿島建設	東京港区元赤坂1-2-7	03-404-3311		12,270	38,312	863,125	17,076	41,962	11月30日
3-98	建設	1	日本工営	東京千代田区麹町5-4	03-263-2121	横浜	1,498	2,707	38,346	1,602	1,979	3月31日
3-51	建設	1	日揮	東京千代田区大手町2-2-1	03-279-5441		2,839	7,140	302,244	5,175	16,215	3月31日
4-1	食品	1	日本製粉	東京渋谷区千駄ヶ谷5-27-5	03-350-2311	横浜 他	1,456	7,464	141,168	3,391	7,399	3月31日
4-2	食品	1	日清製粉	東京中央区日本橋小網19-12	03-660-3111		2,766	9,378	290,661	5,569	12,368	3月31日
4-15	食品	1	森永製菓	東京港区芝5-33-1	03-456-0111	鶴見 他	2,970	8,870	113,902	4,226	4,403	3月31日
4-16	食品	1	明治製菓	東京中央区京橋2-4-16	03-272-6511	川崎 他	5,577	16,598	204,057	4,668	10,046	3月31日
4-51	食品	1	不二家	東京中央区銀座7-2-17	03-572-4151	鶴見	3,404	6,309	114,014	1,003	2,980	3月31日
4-61	食品	1	第一製パン	東京大田区東六郷2-18-2	03-738-0131	横浜 他	2,706	2,402	41,233	1,345	2,430	12月31日
4-23	食品	1	キンピール	東京渋谷区神宮前6-26-1	03-499-6111	横浜 他15	7,673	43,027	104,165	19,669	52,898	1月31日
4-37	食品	1	味の素	東京中央区京橋1-5-8	03-272-1111	川崎 横浜 他	5,556	20,825	408,413	10,586	23,792	3月31日
4-69	食品	1	東洋水産	東京港区港南2-13-40	03-452-4181	川崎 相模	1,773	2,922	93,393	1,350	3,809	3月31日
4-55	食品	1	協同飼料	横浜市中区日本大通18	045-641-5861	横浜 他	598	4,166	132,108	280	313	3月31日
5-49	繊維	1	厚木ナイロン	海老名市大谷3905	0462-31-1111	海老名	554	4,356	53,261	1,001	2,035	11月30日
5-22	繊維	1	大同毛織	東京千代田区外神田3-1-16	03-257-5050	小田原 他	776	1,371	33,746	512	1,317	1月31日
5-34	繊維	1	旭化成工業	東京千代田区有楽町1-1-2	03-507-2730	川崎 他	14,354	57,214	629,545	11,118	23,251	3月31日
7-34	化学・石油	1	保土ヶ谷化学	東京港区虎ノ門1-4-2	03-504-8631	鶴見 他	1,240	1,867	35,020	172	178	3月31日
7-35	化学・石油	1	日本触媒	大阪市東区高麗橋5-1	06-202-6031	川崎 他	1,759	6,457	95,642	1,269	2,426	11月30日
7-77	化学・石油	1	養生堂	東京中央区銀座7-5-5	03-572-5111	大船 他	12,989	10,406	306,104	12,338	30,887	11月30日
7-55	化学・石油	1	三共	東京中央区銀座2-7-12	03-562-0411	小田原 他	5,382	12,291	221,260	8,940	29,042	3月31日
7-56	化学・石油	1	武田薬品工業	大阪市東区道修町2-27	06-204-2111	湘南 他	9,979	38,333	569,304	20,853	53,418	5月31日
7-74	化学・石油	1	富士写真フィルム	東京港区西麻布2-26-30	03-406-2111	足柄 小田原	11,235	18,471	545,057	49,163	88,192	10月20日
8-1	化学・石油	1	日本石油	東京港区西新橋1-3-12	03-502-1111		2,967	50,135	3,522,568	12,825	30,803	3月31日
8-2	化学・石油	1	昭和石油	東京千代田区丸の内2-7-3	03-231-0311	川崎 他	1,876	6,750	1,064,986	4,756	0	12月31日
9-8	ゴム・窯業	1	ブリジストン	東京中央区京橋1-10-1	03-567-0111	横浜 他	17,438	27,118	490,819	15,463	35,904	12月31日
9-1	ゴム・窯業	1	横浜ゴム	東京港区新橋5-31-11	03-432-7111	平塚 他	7,110	9,597	198,105	552	498	12月31日
9-6	ゴム・窯業	1	岡本理研ゴム	東京文京区本郷3-27-12	03-813-4111	神奈川 他	1,599	6,744	60,224	1,884	3,723	3月31日
10-1	ゴム・窯業	1	旭硝子	東京千代田区丸の内2-1-2	03-218-5555	京浜 他	9,123	51,710	504,876	23,098	48,388	12月31日
10-2	ゴム・窯業	1	日本板硝子	大阪市東区道修町4-8	06-202-1161	川崎 他	3,877	15,632	177,448	5,517	15,742	3月31日
10-10	ゴム・窯業	1	東陶機器	北九州市小倉区中島2-1-1	093-951-2111	茅ヶ崎 他	8,053	13,619	141,456	7,057	17,783	11月30日
11-4	鉄鋼・金属	1	日本鋼管	東京千代田区丸の内1-1-2	03-212-7111	川崎 鶴見 他	34,668	156,116	1,516,724	-11,074	0	3月31日
11-50	鉄鋼・金属	1	関東特殊製鋼	藤沢市辻堂神台1-3-1	0466-34-5111	藤沢 他	1,004	2,400	21,417	-459	0	3月31日
11-26	鉄鋼・金属	1	日本冶金工業	東京中央区京橋1-15-1	03-561-8911	川崎 他	1,746	4,880	82,088	639	1,663	3月31日
12-17	鉄鋼・金属	1	昭和電線	東京港区虎ノ門1-1-18	03-597-7111	川崎 相模原	2,759	7,705	102,153	925	1,575	4月30日
13-2	鉄鋼・金属	1	日本発条	横浜市磯子区新磯子1	045-751-1261	横浜 川崎	3,025	7,802	87,056	2,007	4,213	3月31日
14-24	機械	1	荏原製作所	東京大田区羽田旭町11-1	03-743-6111	川崎 藤沢 他	4,644	11,038	151,536	2,760	5,777	4月30日
14-31	機械	1	日本精工	東京千代田区丸の内2-3-2	03-284-1611	藤沢 他	7,363	18,873	185,575	6,013	10,196	4月30日
14-103	機械	1	アマノ	横浜市港北区大豆戸町275	045-401-1441	横浜	934	3,254	18,137	2,414	5,394	3月31日
14-109	機械	1	アマダ	伊勢原市石田200	0463-96-1111	伊勢原 他	1,325	11,032	84,764	6,265	12,147	3月31日

14-113	機械	1	東芝テクノロイ	川崎市幸区塚越1-7	044-522-3111	川崎	横浜	他	1,244	2,750	24,417	1,596	3,162	3月31日
15-1	電気機器	1	日立製作所	東京千代田区神田駿河台4-6	03-258-1111	横浜	他		74,941	140,111	2,333,273	83,419	210,057	3月31日
15-2	電気機器	1	東芝	東京千代田区内幸町1-1-6	03-501-5411	川崎	他		65,690	131,574	1,773,128	50,235	106,499	3月31日
15-3	電気機器	1	三菱電機	東京千代田区丸の内2-2-3	03-218-2111	川崎	他		48,291	83,208	1,392,234	28,391	58,373	3月31日
15-4	電気機器	1	富士電機製造	東京千代田区有楽町1-12-1	03-211-7111	川崎	他		13,610	24,464	342,221	4,285	7,447	3月31日
15-13	電気機器	1	日本電気	東京港区芝5-33-1	03-454-1111	横浜	相模原		36,057	99,997	1,253,588	34,643	71,253	3月31日
15-14	電気機器	1	富士通	東京千代田区丸の内2-6-1	03-216-3211	川崎	他		37,272	64,418	806,769	44,896	77,613	3月31日
		50	小計						533,598	1,388,173	24,634,090	547,839	1,253,322	
15-18	電気機器	1	京三製作所	横浜市鶴見区平安町2-29-1	045-501-1261	鶴見	他		1,435	2,541	32,548	401	1,123	4月30日
15-23	電気機器	1	ソニー	東京品川区北品川6-7-35	03-448-2111	厚木	他		14,125	11,544	770,074	25,516	37,892	10月31日
15-25	電気機器	1	日本コロムビア	東京港区赤坂4-14-14	03-584-8111	川崎	他		2,529	3,096	77,872	2,138	4,803	3月20日
15-26	電気機器	1	日本ビクター	東京中央区日本橋本町4-1	03-10880	横浜	大和	他	10,880	10,963	497,376	17,174	48,148	3月20日
15-89	電気機器	1	安立電気	東京港区南麻布5-10-27	03-446-1111	厚木	他		2,500	4,686	57,309	3,501	7,200	3月31日
15-92	電気機器	1	山武ハネウエル	東京渋谷区渋谷2-12-19	03-486-2111	藤沢	伊勢原		3,471	4,200	72,130	2,605	4,662	9月30日
15-93	電気機器	1	松下通信工業	横浜市港北区綱島東4-3-1	045-531-1231	横浜	他		5,655	7,854	220,678	12,289	28,708	11月20日
16-19	輸送精密機器	1	日産自動車	東京中央区銀座6-17-1	03-543-5523	横浜	他		58,962	105,549	3,187,722	70,532	128,355	3月31日
16-20	輸送精密機器	1	いすゞ自動車	東京品川区南大井6-22-10	03-762-1111	川崎	鶴見	他	15,199	38,035	684,642	5,285	6,902	10月31日
16-10	輸送精密機器	1	石川島播磨重工業	東京千代田区大手町2-2-1	03-244-6496	横浜	他		26,617	64,853	789,074	10,644	15,411	3月31日
16-17	輸送精密機器	1	東急車両製造	横浜市金沢区釜利谷町1	045-701-5151	横浜	他		3,392	4,583	75,623	320	1,101	3月31日
16-27	輸送精密機器	1	トキコ	川崎市川崎区富士見1-6-3	044-244-3111	川崎	他		1,371	6,073	69,586	1,325	1,705	4月30日
16-43	輸送精密機器	1	日産車体	平塚市天沼10-1	0463-22-0700	平塚	他		6,834	6,642	491,218	3,233	9,193	3月31日
16-44	輸送精密機器	1	関東自動車工業	横須賀市田浦港町	0468-61-5111	横須賀	他		5,727	3,180	251,060	1,970	5,284	3月31日
17-8	輸送精密機器	1	リコー	東京大田区中馬込1-3-6	03-458-6221	横浜	他		941	17,975	31,420	840	29,269	12月31日
18-3	その他製造	1	大日本印刷	東京新宿区市谷加賀町1-12	03-266-2111	横浜	他		9,979	30,217	569,304	22,910	45,822	5月31日
18-20	その他製造	1	岡村製作所	横浜西区北幸2-7-18	045-319-3401	戸塚	追浜	他	2,187	2,700	62,778	757	2,787	11月30日
18-16	その他製造	1	パイロット万年筆	東京中央区区橋2-5-18	03-567-6111	平塚	他		1,407	1,260	41,231	643	1,822	12月31日
18-24	その他製造	1	三菱鉛筆	東京中央区東大井5-23-37	03-458-6221	横浜	他		941	1,878	31,420	840	2,209	12月31日
19-59	商業・金融	1	丸井	東京中野区中野3-7-18	03-384-0101	県内3店	他		7,885	11,953	284,406	10,010	19,973	1月31日
19-93	商業・金融	1	日栄住宅資材	横浜市鶴見区鶴見中央4-38-1	045-521-6161				684	4,029	120,386	1,077	2,283	12月31日
19-94	商業・金融	1	イトーヨーカ堂	東京港区芝公園4-1-4	03-459-2111	県内20店	他		12,704	12,663	853,793	14,818	33,321	2月29日
19-119	商業・金融	1	忠実屋	東京新宿区歌舞伎町2-1-11	03-209-2121				3,896	2,570	214,712	2,231	5,251	2月29日
20-36	商業・金融	1	横浜銀行	横浜市中区本町5-47	045-201-4991				7,321	39,071	47,816	14,691	39,364	3月31日
20-56	商業・金融	1	大和証券	東京千代田区大手町2-6-4	03-243-2111				6,828	54,869	14,994,339	2,190	60,707	9月30日
22-3	運輸・倉庫	1	相模鉄道	横浜西区北幸1-3-23	045-319-2111				2,523	13,506	70,871	1,648	3,500	3月31日
22-5	運輸・倉庫	1	東京急行電鉄	東京渋谷区桜丘町26-20	03-477-6075				7,027	34,853	174,402	3,973	9,759	3月31日
22-6	運輸・倉庫	1	京浜急行電鉄	東京港区高輪2-20-20	03-443-5111				4,539	17,082	104,267	2,049	3,689	3月31日
22-4	運輸・倉庫	1	箱根登山鉄道	小田原市栄町1-5-3	0465-24-2111				1,075	2,000	10,175	155	313	3月31日
22-17	運輸・倉庫	1	神奈川中央交通	平塚市八重咲町6-18	0463-21-1200				3,371	2,100	33,208	406	1,665	3月31日
22-25	運輸・倉庫	1	丸全昭和運輸	横浜市中区南仲通2-15	045-671-5871				2,813	3,694	41,428	881	1,946	3月31日
23-1	運輸・倉庫	1	日本郵船	東京千代田区丸の内2-3-2	03-284-5151				3,370	43,572	599,434	10,770	10,476	3月31日
23-7	運輸・倉庫	1	川崎汽船	東京港区西新橋1-2-9	03-595-5000				2,723	23,838	361,104	1,362	0	3月31日
26-1	電気ガス・ヒツ	1	東京電力	東京千代田区内幸1-1-3	03-501-8111				40,137	650,000	3,483,804	121,893	260,801	3月31日
		50	表1 小計						533,598	1,388,173	24,634,090	547,839	1,253,322	
		84	1部上場企業合計						816,646	2,631,802	54,041,300	918,916	2,088,766	
		1	1社平均						9,722	31,330	643,349	10,939	24,866	

No	業種	場	企業名	本社所在地	電話番号	主な工場	従業員数	資本金	売上高	純利益	申告所得	決算期
2-3-54	建設	2	大成プレハブ	東京品川区五反田7-23-1	03-493-4941	相模原	1,097	2,200	55,417	680	1,038	3月31日
2-3-98	建設	2	日栄建設	東京大田区大森中1-2-26	03-766-6221	藤沢 綾瀬	308	2,500	17,896	1,171	2,280	4月30日
2-4-4	食品	2	中部飼料	名古屋市南区堤町2-68-4	052-691-9151	横浜 他	364	1,033	45,759	545	0	1月31日
2-4-22	食品	2	横浜冷凍	横浜市神奈川区守屋町1-1-7	045-461-6431	横浜 他	477	1,013	52,234	663	1,282	3月31日
2-7-13	化学・石油	2	昭和炭酸	東京千代田区三崎町3-3-23	03-237-2355	川崎 他	214	1,016	8,573	164	376	3月31日
2-7-23	化学・石油	2	帝国機器	東京港区赤坂2-5-1	03-583-8361	川崎 他	870	1,089	16,449	941	3,514	9月30日
2-7-62	化学・石油	2	川崎化成	川崎市川崎区千鳥町1-2	044-266-6351	川崎	377	1,087	17,419	144	676	1月31日
2-9-3	ゴム・窯業	2	日東化工	高座郡寒川町一之宮2001	0467-74-3111	湘南	124	1,120	3,653	1,149	0	3月31日
2-9-8	ゴム・窯業	2	相模ゴム工業	厚木市元町2-1	0462-21-2311	厚木 他	176	521	3,361	274	560	9月30日
2-12-15	鉄鋼・金属	2	沖電線	川崎市中原区下小田中629	044-766-3171	川崎 他	509	1,909	12,236	437	858	3月31日
2-14-43	機械	2	三興製作所	横浜市鶴見区生麦4-6-29	045-509-7331	平塚	887	1,045	31,735	220	212	3月31日
2-15-71	電気機器	2	日本インターショナル整	秦野市曾屋1204	0463-82-1111	秦野 他	462	716	11,594	232	666	3月31日
2-16-27	輸送精密機器	2	日本飛行機	横浜市金沢区昭和町3175	045-771-1251	杉田 厚木	1,579	1,144	16,381	327	403	3月31日
2-16-14	輸送精密機器	2	宮田工業	茅ヶ崎市茅ヶ崎3678	0467-85-1211	茅ヶ崎	755	1,320	24,371	607	1,252	10月31日
2-18-14	その他製造	2	池田物産	横浜市保土ヶ谷区東川島1-3	045-371-1331	横浜 他	1,586	2,076	75,270	548	1,490	3月31日
2-23-10	運輸・倉庫	2	東京汽船	横浜市中区山下町2	045-671-7711		284	500	7,194	212	670	3月31日
2-24-6	運輸・倉庫	2	三井埠頭	川崎市川崎区扇町9-1	044-333-5311		93	780	4,297	114	330	3月31日
2-27-7	電気がスワートス	2	花月園観光	横浜市西区北幸1-7-6	045-311-7441		147	803	3,186	231	425	3月31日
			2部上場企業合計				10,309	21,872	407,025	8,659	16,032	
			1部上場企業合計				816,646	2,631,802	54,041,300	918,916	2,088,766	
			総 合 計				826,955	2,653,674	54,448,325	927,575	2,104,798	
			1部上場1社平均				9,722	31,330	643,349	10,939	24,866	
			2部上場1社平均				573	1,215	22,613	481	891	
			1社平均				8,107	26,016	533,807	9,094	20,635	

税の優遇措置 年間3400億円

県評・県自治研の調査



発行所 神奈川県中区本町町
223 郵便番号221
神奈川新聞社
電話(045)201-0831
©神奈川新聞社 1984

県下大企業102社の試算 業種で大きな格差

神奈川県に拠る課税大企業百社への優遇税制を廃止した場合、平成度だけで約千四百億円の増収が見込まれる。県評・県自治研の試算で、平成度だけで約千四百億円の増収が見込まれる。県評・県自治研の試算で、平成度だけで約千四百億円の増収が見込まれる。県評・県自治研の試算で、平成度だけで約千四百億円の増収が見込まれる。

対象となった百社は、業種別に見ると、製造業が最も多くなっている。そのうち、製造業は約四百社、建設業が約二百社、流通業が約二百社、サービス業が約二百社、その他が約二百社となっている。業種別の増収額は、製造業が約千四百億円、建設業が約二百億円、流通業が約二百億円、サービス業が約二百億円、その他が約二百億円となっている。

業種別の格差も大きい。製造業の増収額は約千四百億円であるのに対し、サービス業の増収額は約二百億円にとどまっている。これは、製造業が課税優遇の対象となっており、サービス業は課税優遇の対象となっていないためである。

また、業種別の増収額は、業種別の課税優遇措置の廃止によるものである。課税優遇措置の廃止により、課税優遇措置の対象となっていた企業が、課税優遇措置の対象とならなくなるため、増収が見込まれる。

1984年11月25日

自治研かながわ月報 第63号(1984年11月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター
 発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 400円
 〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎045(201)1213
 振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月**500円**の半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (201)1213, または自治労県本部 ☎ 045 (681)7821 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。